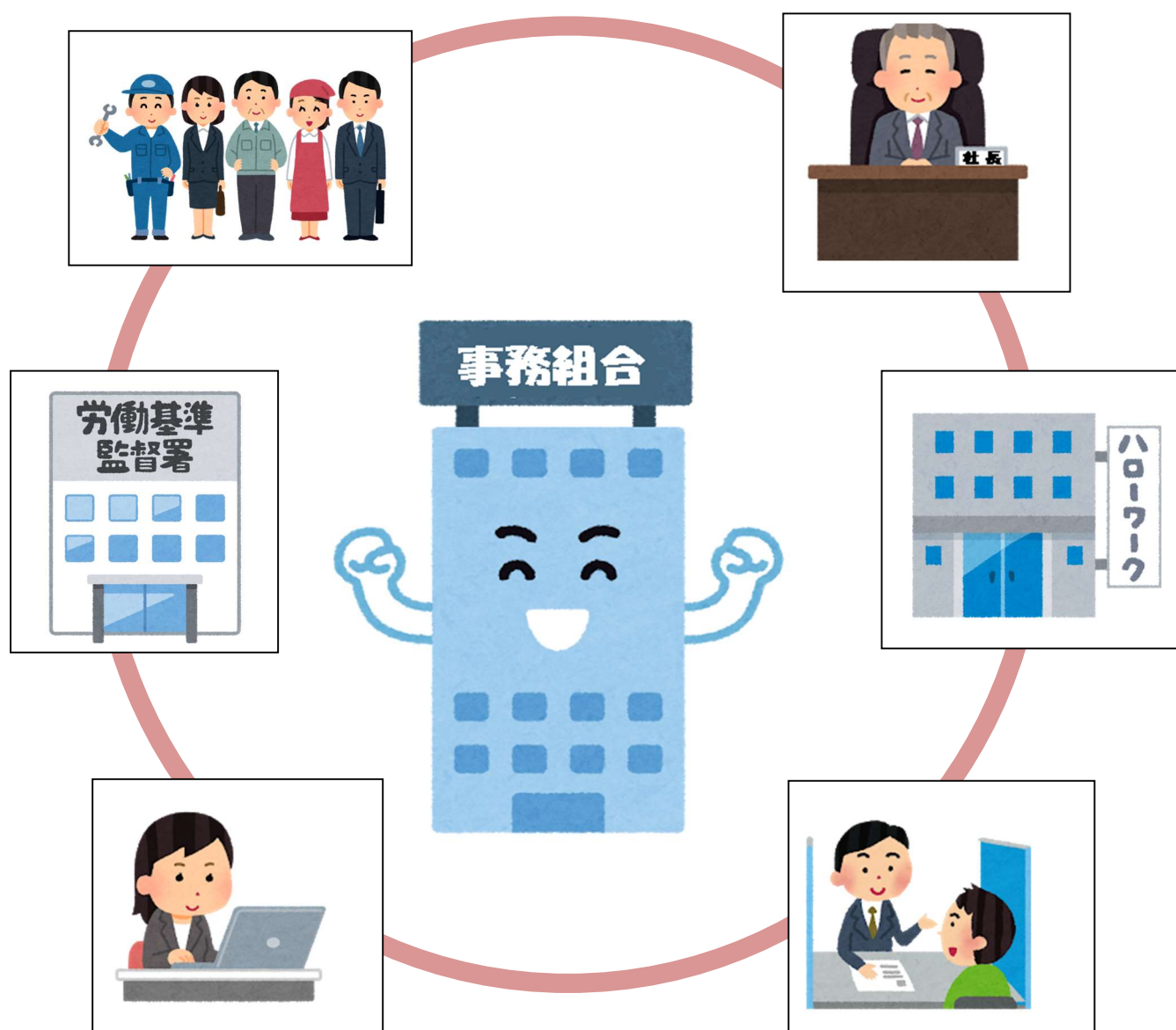


令和6年度

労働保険関係事務手続きのしおり

(労働保険事務組合用)



福島労働局 総務部労働保険徴収室

福島労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/>

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 労働保険事務組合業務の年間スケジュール | 3 |
| 2. 労働保険料等の申告にかかる基本的な事項 | |
| (1) 労働保険料の計算方法 | 4 |
| (2) 労働保険対象者の範囲 | 4 |
| (3) 労働保険の対象とする「賃金」とは | 7 |
| (4) 労災保険率 | 7 |
| (5) 労務費率 | 10 |
| (6) 雇用保険率 | 10 |
| (7) 雇用保険被保険者から控除する雇用保険料の端数処理 | 11 |
| (8) 一般拋出金 | 11 |
| (9) 労災保険のメリット制 | 12 |
| (10) 労災保険の特別加入制度 | 15 |
| 3. 年度更新にかかる具体的な事務処理 | |
| (1) 労働保険の「年度更新」とは | 17 |
| (2) 年度更新にかかる事務処理の流れ | 17 |
| (3) 年度更新申告書に添付する書類 | 19 |
| (4) 年度更新申告で特に誤りの多い事項 | 20 |
| (5) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 | 21 |
| (6) 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業） | 23 |
| (7) 一括有期事業報告書（建設の事業）及び総括表 | 24 |
| (8) 保険料・一般拋出金申告書内訳の作成 | 27 |
| (9) 申告書の作成 | 29 |
| (10) 納付書の作成 | 31 |
| (11) 第2種特別加入（一人親方団体等）の保険料申告 | 32 |
| (12) 第3種特別加入（海外派遣者）の保険料申告 | 33 |
| (13) 特別加入者にかかる給付基礎日額の変更手続 | 34 |
| 4. 内部処理と滞納充当（内部相殺金）処理について | |
| (1) 内部処理とは | 35 |
| (2) 滞納充当（内部相殺金）処理とは | 37 |
| 5. 年度更新後に発生する各種事務処理 | |
| (1) 概算保険料の増額訂正 | 39 |
| (2) 概算保険料の減額訂正 | 41 |
| (3) 労働保険事務組合報奨金の交付申請 | 43 |
| (4) 労働保険事務諸用紙の所要数報告 | 43 |
| 6. このようなきは | |
| (1) 委託事業場が保険料等を滞納したとき | 44 |
| (2) 滞納事業場から保険料等の納付を受けたとき | 45 |
| (3) 1年以上にわたり保険料等が滞納となっているとき | 46 |
| (4) 事業主が行方不明等となったとき | 46 |
| (5) 確定保険料の誤り等が判明したとき（確定修正（再確定）） | 47 |
| (6) 労働保険事務組合の事務担当者等の変更があったとき | 49 |
| (7) 労働保険事務組合の1事業年度が終了したとき | 49 |
| (8) 労働保険料等領収書の記入を誤ったとき | 50 |
| (9) 労働保険料等領収書の一部が未使用となったとき | 50 |

○各種様式

| | |
|------------------|----|
| 滞納事業場処理経過票 | 51 |
| 債務承認書・納入誓約書（計画書） | 52 |
| 滞納事業場にかかる現況報告書 | 53 |

1. 労働保険事務組合業務の年間スケジュール

年度更新業務をはじめとした労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の業務については、以下のとおり申告・納付及び報告等に関する期限が定められていますので、それぞれの期限を考慮した事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

○令和6年度における年間スケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|-----------|---|
| 5月31日（金） | 年度更新申告書到着予定 |
| 7月10日（水） | 年度更新申告期限 確定不足保険料、第1期概算保険料、一般拠出金納付期限 ※口座振替納付利用事務組合の振替実施日は9月6日（金） |
| 7月中旬～下旬 | 次年度分の労働保険事務諸用紙にかかる所要数の照会・報告 |
| 7月19日（金） | 労働保険料等滞納事業場報告書（第1期分） 提出期限 ※滞納事業場がない場合は提出不要 ※口座振替納付利用事務組合の提出期限は9月13日（金） |
| 9月20日（金） | 第2期納付書及び口座振替納付額に反映させる増減額訂正の締切 ※この日以降の増減額訂正で、納付書に反映されなかった第2期分保険料は、別途納付書を作成の上で納付願います。 |
| 9月下旬 | 労働保険事務組合報奨金に関する案内文書の送付（局より） |
| 10月15日（火） | 労働保険事務組合報奨金 交付申請期限 |
| 11月上旬 | 第2期概算保険料の納付書送付（本省より） |
| 11月14日（木） | 第2期概算保険料納付期限 ※口座振替納付利用事務組合の第2期振替実施日も同日 |
| 11月22日（金） | 労働保険料等滞納事業場報告書（第2期分） 提出期限 ※滞納事業場がない場合は提出不要 |
| 12月中旬～下旬 | 労働保険事務組合報奨金 交付決定・振込（予定） |
| 1月6日（月） | 第3期納付書及び口座振替納付額に反映させる増減額訂正の締切 ※この日以降の増減額訂正で、納付書に反映されなかった第3期分保険料は、別途納付書を作成の上で納付願います。 |
| 2月上旬 | 第3期概算保険料の納付書送付（本省より） |
| 2月14日（金） | 第3期概算保険料納付期限 ※口座振替納付利用事務組合の第3期振替実施日も同日 |
| 2月21日（金） | 労働保険料等滞納事業場報告書（第3期分） 提出期限 ※滞納事業場がない場合は提出不要 |
| 3月5日（水） | 令和6年度概算保険料の増減額訂正締切（必着） ※この日以降の増減分は、年度更新での申告となります。 |
| 3月下旬 | 次年度分の労働保険事務諸用紙の送付（局より） |

労働保険料等の口座振替納付の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

※「労働保険事務組合総合コンピュータシステム」（総コン）利用事務組合における、総コン関係の報告期限等は、全国労働保険事務組合連合会福島支部より示される日程表に従ってください。

滞納事業場から保険料等の納付があった場合には、「労働保険料等納入事業場報告書」（組様式第10号）を**毎月10日必着**で忘れずに提出してください。（記入例は45ページ参照）

※提出先は、福島労働局労働保険徴収室徴収係となります。

2. 労働保険料等の申告にかかる基本的な事項

(1) 労働保険料の計算方法

① 労災保険料

労災保険料は、事業主が労働者に支払った賃金総額を基礎として算定する「一般保険料」と、事業主や役員・家族従事者の特別加入申請に基づき、労働局長が加入を承認した者にかかる「特別加入保険料」に分類され、それぞれ以下の計算式により算定します。（保険率は8～9ページを参照）

○ 一般保険料

$$\text{労働者に支払った賃金総額（1,000円未満切り捨て）} \times \text{労災保険率}$$

○ 特別加入保険料

$$\text{特別加入者の保険料算定基礎額の合計} \times \text{特別加入者の労災保険率}$$

- 注意**
- i 事業場に労働者と特別加入者の両方がいる場合、一般保険料と特別加入保険料は別々に計算（計算結果の1円未満は切り捨て）した後、合計して労災保険料とします。
 - ii 同一事業場に複数の特別加入者がいる場合の保険料算定基礎額は、各人の保険料算定基礎額を合計した後、1,000円未満を切り捨てた額となります。

② 雇用保険料

雇用保険料は、事業主が雇用保険対象となる労働者（被保険者）に支払った賃金総額を基礎として算定します。（保険率は10ページを参照）

$$\text{雇用保険対象労働者に支払った賃金総額（1,000円未満切り捨て）} \times \text{雇用保険率}$$

注意 労災保険の一般保険料と雇用保険にかかる賃金総額が同額の場合は、労災保険率と雇用保険率を合算した料率により、労働保険料として算定します。

$$\text{賃金総額（1,000円未満切り捨て）} \times (\text{労災保険率} + \text{雇用保険率})$$

なお、合算した料率で計算した場合、労災保険料と雇用保険料を別個に計算した場合と比べ「1円」多くなるケースがありますが、この場合には労災保険料に「1円」を加算します。

(2) 労働保険対象者の範囲

| 区分 | 労災保険 | 雇用保険 |
|---------|--|--|
| 基本的な考え方 | <p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。（海外派遣者による特別加入の承認を得ている労働者は、別個に申告することとなります。）</p> | <p>常用、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○ 昼間学生 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>法人の役員</p> | <p>代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有すると認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> | <p>①代表取締役は被保険者となりません。</p> <p>②取締役は原則として被保険者となりませんが、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所（ハローワーク）に雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>③監査役は原則として被保険者となりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取り扱いとは以下のとおりです。</p> <p>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は、株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。</p> <p>○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。</p> <p>○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者となりません。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p> |
| <p>事業主と同居している親族</p> | <p>事業主と同居の親族は、原則として対象者となりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に、独立して労働関係が成立していると判断して対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たすことが必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> | <p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所（ハローワーク）に雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと。</p> |
| <p>出向労働者</p> | <p>出向労働者が出向先事業組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事している場合には、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し、出向先で対象労働者として適用してください。</p> | <p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、「同時に2つ以上の雇用関係にある労働者」に該当しますので、その者が生計を維持するのに必要な賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p> |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 派遣労働者 | 派遣先では手続の必要はありません。(派遣元が対象労働者分を手続します) | |
| 日雇労働者 | すべて対象者となります。 | 日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は、日雇労働被保険者となります。 (臨時・内職的な場合は該当しません) |

(注 1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、また日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的な代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注 2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係

※令和 4 年 1 月 1 日より、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました。

この制度は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して一定の条件を満たす場合、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度です。詳細につきましては、管轄のハローワークにご相談ください。

～MEMO～

(3) 労働保険の対象とする「賃金」とは

労働保険における「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として事業主が労働者（年度途中の退職者を含む）に支払うすべてのもので、一般的には、労働協約・就業規則・労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものを指します。

なお、労働保険の対象とする「賃金」は、税金・社会保険料等を控除する前の支払総額となりますが、保険料算定期間中（当年4月1日～翌年3月31日）に支払が確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入が必要です。

○賃金とするものとししないものの例示

| 賃金とするもの | | 賃金としないもの | |
|------------------------|--|--------------------------------|--|
| 基本賃金 | 時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金 | 役員報酬 | 取締役等に対して支払う報酬 |
| 賞与 | 夏季・年末などに支払うボーナス | 結婚祝金 死亡弔慰金 勤続褒賞金 退職金等 | 就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない |
| 通勤手当 | 課税分・非課税分を問わない | 出張旅費 | 実費弁償と考えられるもの |
| 定期券・回数券 | 通勤のために支給する現物給与 | 宿泊費 | |
| 超過勤務手当 深夜手当等 | 通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等 | 工具手当 寝具手当 | 労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合 |
| 扶養手当 子供手当 家族手当等 | 労働者本人以外の者について、労働者に支払う手当 | 休業補償費 | 労働基準法第76条に基づくもの（法定額60%を上回った差額分を含めて、賃金としない） |
| 技能手当 特殊作業手当 教育手当 | 労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当 | 傷病手当金 | 健康保険法第99条に基づくもの |
| 調整手当 | 配置転換・初任給等の調整手当 | 解雇予告手当 | 労働基準法第20条に基づくもの |
| 地域手当 | 寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等 | 財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等 | 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など） |
| 住宅手当 | 家賃補助のために支払う手当 | 会社が全額負担する生命保険の掛け金 | 従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの |
| 奨励手当 | 精勤手当・皆勤手当等 | 持家奨励金 | 労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合 |
| 物価手当 生活補給金 | 家計補助の目的で支払う手当 | 住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの） | 住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある |
| 休業手当 | 労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当 | | |
| 宿直・日直手当 | 宿直・日直の手当 | | |
| 雇用保険料 社会保険料等 | 労働者の負担分を事業主が負担する場合 | | |
| 昇給差額 | 離職後に支払われた場合でも、在職中に支払いが確定したものは含む | | |
| 前払い退職金 | 支給基準・支給額が明確な場合は、原則として含む | | |

(4) 労災保険率 ※一部の事業で労災保険率及び第2種特別加入保険料率が改定されました。第3種特別加入保険料率は変更ありません。

労災保険率は、一般保険料及び第1種特別加入にかかる保険率と、第2種・第3種特別加入にかかる保険料率に分類されます。

労災保険率表

(一般保険料及び第1種特別加入者にかかる保険率)

(令和6年4月1日改定)

| 事業の種類分類 | 業種番号 | 事業の種類 | 労災保険率 | |
|----------------------|--------------------------------|--|----------------|-------------------|
| | | | 改定後 (R6年度～) | 改定前 (H30～R5年度) |
| 林業 | 02又は03 | 林業 | 52 | 60 |
| 漁業 | 11 | 海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。) | 18 | 18 |
| | 12 | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 37 | 38 |
| 鉱業 | 21 | 金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業 | 88 | 88 |
| | 23 | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 13 | 16 |
| | 24 | 原油又は天然ガス鉱業 | 2.5 | 2.5 |
| | 25 | 採石業 | 37 | 49 |
| | 26 | その他の鉱業 | 26 | 26 |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 34 | 62 ※ |
| | 32 | 道路新設事業 | 11 | 11 |
| | 33 | 舗装工事業 | 9 | 9 |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 9 | 9 |
| | 35 | 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。) | 9.5 | 9.5 |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 12 | 12 |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6 | 6.5 |
| 製造業 | 37 | その他の建設事業 | 15 | 15 |
| | 41 | 食料品製造業 | 5.5 | 6 |
| | 42 | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 4 | 4 |
| | 44 | 木材又は木製品製造業 | 13 | 14 |
| | 45 | パルプ又は紙製造業 | 7 | 6.5 |
| | 46 | 印刷又は製本業 | 3.5 | 3.5 |
| | 47 | 化学工業 | 4.5 | 4.5 |
| | 48 | ガラス又はセメント製造業 | 6 | 6 |
| | 66 | コンクリート製造業 | 13 | 13 |
| | 62 | 陶磁器製品製造業 | 17 | 18 |
| | 49 | その他の窯業又は土石製品製造業 | 23 | 26 |
| | 50 | 金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。) | 6.5 | 6.5 |
| | 51 | 非鉄金属精錬業 | 7 | 7 |
| | 52 | 金属材料品製造業(鋳物業を除く。) | 5 | 5.5 |
| | 53 | 鋳物業 | 16 | 16 |
| | 54 | 金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。) | 9 | 10 |
| | 63 | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。) | 6.5 | 6.5 |
| | 55 | めつき業 | 6.5 | 7 |
| | 56 | 機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。) | 5 | 5 |
| | 57 | 電気機械器具製造業 | 3 | 2.5 |
| | 58 | 輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。) | 4 | 4 |
| 59 | 船舶製造又は修理業 | 23 | 23 | |
| 60 | 計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。) | 2.5 | 2.5 | |
| 64 | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 3.5 | 3.5 | |
| 61 | その他の製造業 | 6 | 6.5 | |
| 運輸業 | 71 | 交通運輸事業 | 4 | 4 |
| | 72 | 貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。) | 8.5 | 9 |
| | 73 | 港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。) | 9 | 9 |
| | 74 | 港湾荷役業 | 12 | 13 |
| 電気、ガス、水道 又は熱供給の事業 | 81 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 3 | 3 |
| その他の事業 | 95 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 13 | 13 |
| | 91 | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 13 | 13 |
| | 93 | ビルメンテナンス業 | 6 | 5.5 |
| | 96 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 | 6.5 |
| | 97 | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 2.5 | 2.5 |
| | 98 | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 3 | 3 |
| | 99 | 金融業、保険業又は不動産業 | 2.5 | 2.5 |
| 94 | その他の各種事業 | 3 | 3 | |
| | 90 | 船舶所有者の事業 | 42 | 47 |

※31業種について、保険関係の成立時期によっては64/1000が適用となる場合があります。(詳細についてはお問合せください)

(単位: 1/1,000)

特別加入保険料率表

(令和6年4月1日改定)

第二種特別加入保険料

(単位：1/1,000)

| 事業又は作業の種類 番号 | 事業又は作業の種類 | 保険料率 | |
|-----------------|--|----------------|----------------|
| | | 改定後 (R6年度～) | 改定前 (～R5年度) |
| 特1 | 労災保険法施行規則第46条の17第1号の事業（個人タクシー・個人貨物運送事業者） | 11 | 12 |
| 特2 | 労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設の一人親方） | 17 | 18 |
| 特3 | 労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者） | 45 | 45 |
| 特4 | 労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方） | 52 | 52 |
| 特5 | 労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者） | 6 | 7 |
| 特6 | 労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者） | 14 | 14 |
| 特7 | 労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業） | 48 | 48 |
| 特8 | 労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師） | 3 | 3 |
| 特9 | 労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者） | 3 | 3 |
| 特10 | 労災保険法施行規則第46条の17第10号の作業（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う事業） | 3 | 3 |
| 特11 | 労災保険法施行規則第46条の17第11号の作業（歯科技工士が行う事業） | 3 | 3 |
| 特12 | 労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械従事者） | 3 | 3 |
| 特13 | 労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者） | 3 | 3 |
| 特14 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業） | 14 | 15 |
| 特15 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業） | 5 | 6 |
| 特16 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業） | 17 | 17 |
| 特17 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業） | 3 | 3 |
| 特18 | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業） | 18 | 18 |
| 特19 | 労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練受講者） | 3 | 3 |
| 特20 | 労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者） | 9 | 9 |
| 特21 | 労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員） | 3 | 3 |
| 特22 | 労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者） | 5 | 5 |
| 特23 | 労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者） | 3 | 3 |
| 特24 | 労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者） | 3 | 3 |
| 特25 | 労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者） | 3 | 3 |

第三種特別加入保険料

(単位：1/1,000)

| 対 象 | 保険料率 |
|---------------------|------|
| 海外で行われる事業に派遣される労働者等 | 3 |

※保険料率据置き

(5) 労務費率 ※令和6年度より一部の事業で改定されました。

労災保険料（一般保険料）は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第11条に基づき労働者に支払った賃金総額を基礎として算定することが原則（「法算定」ともいいます。）ですが、特に建設事業においては、この原則で対応すると自社の労働者に支払った賃金の他、下請労働者の賃金総額を含めて算定する必要があり、処理が複雑となるとともに、賃金総額を正確に把握することが困難と見込まれることから、例外的に徴収法施行規則第13条に基づき、請負金額に別途定める率（労務費率）を乗じて得た額を賃金総額とすること（「則算定」ともいいます。）が認められています。

労務費率表

（令和6年4月1日改定）

| 事業の種類の分類 | 事業又は作業の種類の番号 | 事業の種類 | 請負金額に乗ずる率 | | |
|----------|--------------|---------------------|----------------|-------------------|----|
| | | | 改定後 (R6年度～) | 改定前 (H30～R5年度) | |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 19 | 19 ※ | |
| | 32 | 道路新設事業 | 19 | 19 | |
| | 33 | 舗装工事業 | 17 | 17 | |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 19 | 24 | |
| | 35 | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く） | 23 | 23 | |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | 23 | 23 | |
| | 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 組立て又は取付けに関するもの | 38 | 38 |
| | | | その他のもの | 21 | 21 |
| 37 | その他の建設事業 | 23 | 24 | | |

※31業種について、保険関係の成立時期によっては18%が適用となる場合があります。（詳細についてはお問合せください）

（単位：％）

(6) 雇用保険率 ※令和5年度と変更ありません。

雇用保険率は、事業により3分類に区分されます。

雇用保険率表

| 事業の種類 | 年度 | | 保険率 | | | |
|-------|----------------|--------|--------|---------|------|---|
| | | | 事業主負担率 | 被保険者負担率 | | |
| 一般の事業 | 5年度～ | ／ | 15.5 | 9.5 | 6 | |
| | 4年度 | 4～9月 | 9.5 | 6.5 | 3 | |
| | | 10～3月 | 13.5 | 8.5 | 5 | |
| | 29～3年度 | ／ | 9 | 6 | 3 | |
| 特掲事業 | 農林水産、清酒製造の事業 ※ | 5年度～ | ／ | 17.5 | 10.5 | 7 |
| | | 4年度 | 4～9月 | 11.5 | 7.5 | 4 |
| | | | 10～3月 | 15.5 | 9.5 | 6 |
| | | 29～3年度 | ／ | 11 | 7 | 4 |
| | 建設の事業 | 5年度～ | ／ | 18.5 | 11.5 | 7 |
| | | 4年度 | 4～9月 | 12.5 | 8.5 | 4 |
| | | | 10～3月 | 16.5 | 10.5 | 6 |
| | | 29～3年度 | ／ | 12 | 8 | 4 |

（単位：1/1,000）

※農林水産業のうち、園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

(7) 雇用保険被保険者から控除する雇用保険料の端数処理

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険率を乗じて算定しますが、算定の結果、1円未満の端数が生じた場合の取り扱いは以下のとおりとなります。

- ①被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が 50 銭以下 の場合は切り捨て、50 銭 1 厘以上 の場合は切り上げとなります。
- ②被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が 50 銭未満 の場合は切り捨て、50 銭以上 の場合は切り上げとなります。

(例) 賃金（総支給額）283,500 円 × 3/1000（被保険者負担率） = 850 円 50 銭
⇒①の場合は切り捨てのため 850 円、②の場合は切り上げのため 851 円となります。

※ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

(8) 一般拠出金 ※令和 5 年度と変更ありません。

一般拠出金は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、すべての労災保険適用事業主のみなさまに負担いただいているものです。

※労災保険料の一般保険料対象賃金がない場合（元請工事がなく特別加入者分の保険料のみ申告する場合や雇用保険のみ適用の場合）は、申告・納付の対象外です。

① 一般拠出金の料率及び算定方法について

一般拠出金率は、業種を問わず一律 1000 分の 0.02 となります。

一般拠出金は、以下の計算式で算定します。（計算結果の 1 円未満は切り捨て）

$$\text{労働者に支払った賃金総額（1,000 円未満切り捨て）} \times 0.02$$

なお、一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付を行います。また、延納（分割納付）はできません。

② 一括有期事業にかかる一般拠出金の申告対象について

令和 6 年度の年度更新においては、令和 5 年度中（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に事業（工事）終了したものが、一般拠出金の申告対象となります。

③ 年度途中で事業廃止等で委託解除した事業場にかかる申告・納付について

年度途中で事業廃止等の理由で委託解除した事業場の一般拠出金は、概算保険料の減額訂正を行う際に一般拠出金を算定した上で、申告・納付が必要となります。

ただし、年度途中で申告・納付した一般拠出金についても、翌年度の事務組合報奨金の算定対象に含まれますので、年度更新申告の際には納付済であることを区別するために、申告書内訳の記入に際しては当該事業場分を括弧書きで記入願います。（申告書の一般拠出金欄に記入する金額は、当該事業場分を除いた金額となります）

(9) 労災保険のメリット制

労災保険のメリット制とは、一定の要件を満たす個々の事業における労働災害の多寡により、一定範囲内で労災保険料（労災保険率）を増減させる制度のことです。つまり、災害の少ない事業主には労災保険料の減額を行い、逆に災害の多い事業主には増額を行うという制度です。

○メリット制の適用要件

保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して以下の要件を満たすこと。

1 継続事業の場合（以下の(1)・(2)のいずれかを満たすこと）

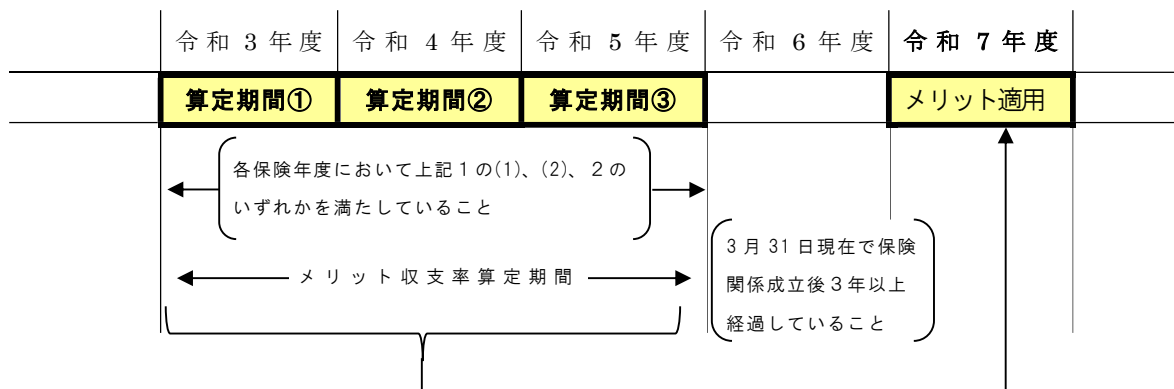
(1)常時使用労働者数が100人以上の事業

(2)常時使用労働者数20人以上100人未満の事業では、その使用労働者数（特別加入者数を含める）に、その事業が該当する事業の種類別の労災保険率から非業務災害率（現在は1000分の0.6）を減じた率を乗じて得た数が0.4以上のもの（事業別の適用最低労働者数は、13ページの早見表を参照）

2 一括有期事業の場合（メリット制適用事業場に対する労災保険率は、14ページの表を参照）

確定保険料額が40万円以上の事業

〔継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制概略図〕



○制度の詳細については、厚生労働省ホームページを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/rousaimerit.pdf>

～MEMO～

継続事業におけるメリット制の適用を受けるための最低労働者数早見表

(令和6年4月1日改定)

| 事業の種類/分類 | 業種番号 | 事業の種類 | メリット適用 最低労働者数 | H30～R5年度の 最低労働者数 |
|----------------------|--------------------------------|--|------------------|---------------------|
| 林業 | 02又は03 | 林業 | 20 | 20 |
| 漁業 | 11 | 海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） | 23 | 23 |
| | 12 | 定置網漁業又は海面魚類養殖業 | 20 | 20 |
| 鉱業 | 21 | 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石炭鉱業 | 20 | 20 |
| | 23 | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 | 33 | 26 |
| | 24 | 原油又は天然ガス鉱業 | 100 | 100 |
| | 25 | 採石業 | 20 | 20 |
| | 26 | その他の鉱業 | 20 | 20 |
| 建設事業 | 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | - | - |
| | 32 | 道路新設事業 | - | - |
| | 33 | 舗装工事業 | - | - |
| | 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | - | - |
| | 35 | 建築事業（既設建築物設備工事業を除く。） | (45) | (45) |
| | 38 | 既設建築物設備工事業 | - | - |
| | 37 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 その他の建設事業 | (28) | (28) |
| 製造業 | 41 | 食料品製造業 | 82 | 75 |
| | 42 | 繊維工業又は繊維製品製造業 | 100 | 100 |
| | 44 | 木材又は木製品製造業 | 33 | 30 |
| | 45 | パルプ又は紙製造業 | 63 | 68 |
| | 46 | 印刷又は製本業 | 100 | 100 |
| | 47 | 化学工業 | 100 | 100 |
| | 48 | ガラス又はセメント製造業 | 75 | 75 |
| | 66 | コンクリート製造業 | 33 | 33 |
| | 62 | 陶磁器製品製造業 | 25 | 23 |
| | 49 | その他の窯業又は土石製品製造業 | 20 | 20 |
| | 50 | 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） | 68 | 68 |
| | 51 | 非鉄金属精錬業 | 63 | 63 |
| | 52 | 金属材料品製造業（鋳物業を除く。） | 91 | 82 |
| | 53 | 鋳物業 | 26 | 26 |
| | 54 | 金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。） | 48 | 43 |
| | 63 | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） | 68 | 68 |
| | 55 | めつき業 | 68 | 63 |
| | 56 | 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。） | 91 | 91 |
| | 57 | 電気機械器具製造業 | 100 | 100 |
| | 58 | 輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） | 100 | 100 |
| | 59 | 船舶製造又は修理業 | 23 | 23 |
| 60 | 計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。） | 100 | 100 | |
| 64 | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業 | 100 | 100 | |
| 61 | その他の製造業 | 75 | 68 | |
| 運輸業 | 71 | 交通運輸事業 | 100 | 100 |
| | 72 | 貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。） | 51 | 48 |
| | 73 | 港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。） | 48 | 48 |
| | 74 | 港湾荷役業 | 36 | 33 |
| 電気、ガス、水道 又は熱供給の事業 | 81 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業 | 100 | 100 |
| その他の事業 | 95 | 農業又は海面漁業以外の漁業 | 33 | 33 |
| | 91 | 清掃、火葬又はと畜の事業 | 33 | 33 |
| | 93 | ビルメンテナンス業 | 75 | 82 |
| | 96 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 68 | 68 |
| | 97 | 通信業、放送業、新聞業又は出版業 | 100 | 100 |
| | 98 | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業 | 100 | 100 |
| | 99 | 金融業、保険業又は不動産業 | 100 | 100 |
| 94 | その他の各種事業 | 100 | 100 | |
| | 90 | 船舶所有者の事業 | 20 | 20 |

一括有期事業 メリット制適用事業場に対する労災保険率表

(単位：1000分の)

| 事業又は作 業の種類 番号 | 事業の種類 | 事業開始 時期 | 労災保険率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 40%減 | 35%減 | 30%減 | 25%減 | 20%減 | 15%減 | 10%減 | 5%減 | 基準率 | 5%増 | 10%増 | 15%増 | 20%増 | 25%増 | 30%増 | 35%増 | 40%増 |
| 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 27年4月1日 以降のもの | 47.64 | 51.56 | 55.48 | 59.4 | 63.32 | 67.24 | 71.16 | 75.08 | 79 | 82.92 | 86.84 | 90.76 | 94.68 | 98.6 | 102.52 | 106.44 | 110.36 |
| | | 30年4月1日 以降のもの | 37.44 | 40.51 | 43.58 | 46.65 | 49.72 | 52.79 | 55.86 | 58.93 | 62 | 65.07 | 68.14 | 71.21 | 74.28 | 77.35 | 80.42 | 83.49 | 86.56 |
| | | 6年4月1日 以降のもの | 20.64 | 22.31 | 23.98 | 25.65 | 27.32 | 28.99 | 30.66 | 32.33 | 34 | 35.67 | 37.34 | 39.01 | 40.68 | 42.35 | 44.02 | 45.69 | 47.36 |
| 32 | 道路新設事業 | 27年4月1日 以降のもの | 6.84 | 7.36 | 7.88 | 8.4 | 8.92 | 9.44 | 9.96 | 10.48 | 11 | 11.52 | 12.04 | 12.56 | 13.08 | 13.6 | 14.12 | 14.64 | 15.16 |
| | | 27年4月1日 以降のもの | 5.64 | 6.06 | 6.48 | 6.9 | 7.32 | 7.74 | 8.16 | 8.58 | 9 | 9.42 | 9.84 | 10.26 | 10.68 | 11.1 | 11.52 | 11.94 | 12.36 |
| 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 27年4月1日 以降のもの | 5.94 | 6.385 | 6.83 | 7.275 | 7.72 | 8.165 | 8.61 | 9.055 | 9.5 | 9.945 | 10.39 | 10.835 | 11.28 | 11.725 | 12.17 | 12.615 | 13.06 |
| | | 30年4月1日 以降のもの | 5.64 | 6.06 | 6.48 | 6.9 | 7.32 | 7.74 | 8.16 | 8.58 | 9 | 9.42 | 9.84 | 10.26 | 10.68 | 11.1 | 11.52 | 11.94 | 12.36 |
| 35 | 建設事業 (既設建築物設備工事事業を除く) | 27年4月1日 以降のもの | 6.84 | 7.36 | 7.88 | 8.4 | 8.92 | 9.44 | 9.96 | 10.48 | 11 | 11.52 | 12.04 | 12.56 | 13.08 | 13.6 | 14.12 | 14.64 | 15.16 |
| | | 30年4月1日 以降のもの | 5.94 | 6.385 | 6.83 | 7.275 | 7.72 | 8.165 | 8.61 | 9.055 | 9.5 | 9.945 | 10.39 | 10.835 | 11.28 | 11.725 | 12.17 | 12.615 | 13.06 |
| 38 | 既設建築物設備工事事業 | 27年4月1日 以降のもの | 9.24 | 9.96 | 10.68 | 11.4 | 12.12 | 12.84 | 13.56 | 14.28 | 15 | 15.72 | 16.44 | 17.16 | 17.88 | 18.6 | 19.32 | 20.04 | 20.76 |
| | | 30年4月1日 以降のもの | 7.44 | 8.01 | 8.58 | 9.15 | 9.72 | 10.29 | 10.86 | 11.43 | 12 | 12.57 | 13.14 | 13.71 | 14.28 | 14.85 | 15.42 | 15.99 | 16.56 |
| 36 | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 27年4月1日 以降のもの | 4.14 | 4.435 | 4.73 | 5.025 | 5.32 | 5.615 | 5.91 | 6.205 | 6.5 | 6.795 | 7.09 | 7.385 | 7.68 | 7.975 | 8.27 | 8.565 | 8.86 |
| | | 6年4月1日 以降のもの | 3.84 | 4.11 | 4.38 | 4.65 | 4.92 | 5.19 | 5.46 | 5.73 | 6 | 6.27 | 6.54 | 6.81 | 7.08 | 7.35 | 7.62 | 7.89 | 8.16 |
| 37 | その他の建設事業 | 27年4月1日 以降のもの | 10.44 | 11.26 | 12.08 | 12.9 | 13.72 | 14.54 | 15.36 | 16.18 | 17 | 17.82 | 18.64 | 19.46 | 20.28 | 21.1 | 21.92 | 22.74 | 23.56 |
| | | 30年4月1日 以降のもの | 9.24 | 9.96 | 10.68 | 11.4 | 12.12 | 12.84 | 13.56 | 14.28 | 15 | 15.72 | 16.44 | 17.16 | 17.88 | 18.6 | 19.32 | 20.04 | 20.76 |

(10) 労災保険の特別加入制度

労災保険の特別加入制度とは、労働者以外の者（事業主・取締役・事業主と同居の親族等）のうち、その業務の実情や災害の発生状況からみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる方に対して、**労災保険への任意加入を特別に認めている制度**です。

特別加入者にかかる保険料は「特別加入保険料」といい、特別加入者の保険料算定基礎額の合計に保険料率を乗じて計算します。（計算式は4ページを参照）

保険料算定基礎額とは、労働者の賃金総額に相当するもので、**特別加入保険料を算定する際は、加入時に申請した給付基礎日額の1年分（365日分）の額**となります。ただし、年度途中での加入・脱退があった場合等には、加入期間（月数）に応じた特例計算が出来る場合があります。（早見表及び特例計算に該当する場合の計算式は、16ページを参照）

特別加入保険料を算定するための保険料率は、特別加入の種類別に以下のとおりとなっています。

| 分類 | 特別加入の種類 | 保険料率 | 保険料の申告方法 |
|-------------|-------------------|--|-------------|
| 第1種 特別加入 | 中小事業主等 | 労働者分の労災保険率と同一の保険率を使用 ※一括有期事業（末尾5）についても、 保険関係に登録されている事業の種類 の保険率により算定することとしています。（各事務組合に対し、平成29年12月20日付け事務連絡により通知済） ※年度更新時の主たる業種が現在登録されている業種と異なる場合、年度の初日（4月1日）付で「名称、所在地等変更届」（様式第2号）を提出してください。 ただし、翌年度以降に主たる業種が現在登録されているものと同一となる見込みの場合は、提出の必要はありません。 | 27～28 ページ参照 |
| 第2種 特別加入 | 一人親方等・ 特定作業従事者 | 事業または作業の種類により、特1～特24の保険料率（9ページ参照）に分類 | 32 ページ参照 |
| 第3種 特別加入 | 海外派遣者 | 3/1000 | 33 ページ参照 |

注意

- ①加入期間は暦月数により計算しますので、**1日でも加入期間のある月は1か月として算定します。**
- ②特別加入者の加入・脱退及び変更は、事務組合所在地を管轄する労働基準監督署への申請・届出による承認に基づき効力が生じますので、申請・届出の漏れや遅延に注意してください。（遡及しての加入・脱退及び変更は原則行えませんので、申請・届出の漏れや遅れによって、保険料が余分に生じるといった不利益が生じる場合があります。）
- ③委託解除届は、第1種特別加入者（中小事業主等）の脱退届（自動消滅）を兼ねますので、届出漏れや遅延のないよう留意願います。

※特別加入をするためには、「特別加入申請書」に、特別加入を希望する方の業務の具体的な内容、業務歴及び希望する給付基礎日額等を記入し、事務組合所在地を管轄する労働基準監督署を経由の上で福島労働局長に対して加入申請を行い、承認を得る手続きが必要となります。

※特別加入の承認日は、申請日の翌日から起算して30日以内で、申請者が加入を希望する日からとなります。

特別加入保険料算定基礎額表

| 給付基礎 日 額 | 保険料算定 基 礎 額 | 特例による 1/12の額 | 加入期間別の保険料算定基礎額 | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|-----------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| | | | 2 か月 | 3 か月 | 4 か月 | 5 か月 | 6 か月 | 7 か月 | 8 か月 | 9 か月 | 10 か月 | 11 か月 | | |
| 25,000 | 9,125,000 | 760,417 | 1,520,834 | 2,281,251 | 3,041,668 | 3,802,085 | 4,562,502 | 5,322,919 | 6,083,336 | 6,843,753 | 7,604,170 | 8,364,587 | | |
| 24,000 | 8,760,000 | 730,000 | 1,460,000 | 2,190,000 | 2,920,000 | 3,650,000 | 4,380,000 | 5,110,000 | 5,840,000 | 6,570,000 | 7,300,000 | 8,030,000 | | |
| 22,000 | 8,030,000 | 669,167 | 1,338,334 | 2,007,501 | 2,676,668 | 3,345,835 | 4,015,002 | 4,684,169 | 5,353,336 | 6,022,503 | 6,691,670 | 7,360,837 | | |
| 20,000 | 7,300,000 | 608,334 | 1,216,668 | 1,825,002 | 2,433,336 | 3,041,670 | 3,650,004 | 4,258,338 | 4,866,672 | 5,475,006 | 6,083,340 | 6,691,674 | | |
| 18,000 | 6,570,000 | 547,500 | 1,095,000 | 1,642,500 | 2,190,000 | 2,737,500 | 3,285,000 | 3,832,500 | 4,380,000 | 4,927,500 | 5,475,000 | 6,022,500 | | |
| 16,000 | 5,840,000 | 486,667 | 973,334 | 1,460,001 | 1,946,668 | 2,433,335 | 2,920,002 | 3,406,669 | 3,893,336 | 4,380,003 | 4,866,670 | 5,353,337 | | |
| 14,000 | 5,110,000 | 425,834 | 851,668 | 1,277,502 | 1,703,336 | 2,129,170 | 2,555,004 | 2,980,838 | 3,406,672 | 3,832,506 | 4,258,340 | 4,684,174 | | |
| 12,000 | 4,380,000 | 365,000 | 730,000 | 1,095,000 | 1,460,000 | 1,825,000 | 2,190,000 | 2,555,000 | 2,920,000 | 3,285,000 | 3,650,000 | 4,015,000 | | |
| 10,000 | 3,650,000 | 304,167 | 608,334 | 912,501 | 1,216,668 | 1,520,835 | 1,825,002 | 2,129,169 | 2,433,336 | 2,737,503 | 3,041,670 | 3,345,837 | | |
| 9,000 | 3,285,000 | 273,750 | 547,500 | 821,250 | 1,095,000 | 1,368,750 | 1,642,500 | 1,916,250 | 2,190,000 | 2,463,750 | 2,737,500 | 3,011,250 | | |
| 8,000 | 2,920,000 | 243,334 | 486,668 | 730,002 | 973,336 | 1,216,670 | 1,460,004 | 1,703,338 | 1,946,672 | 2,190,006 | 2,433,340 | 2,676,674 | | |
| 7,000 | 2,555,000 | 212,917 | 425,834 | 638,751 | 851,668 | 1,064,585 | 1,277,502 | 1,490,419 | 1,703,336 | 1,916,253 | 2,129,170 | 2,342,087 | | |
| 6,000 | 2,190,000 | 182,500 | 365,000 | 547,500 | 730,000 | 912,500 | 1,095,000 | 1,277,500 | 1,460,000 | 1,642,500 | 1,825,000 | 2,007,500 | | |
| 5,000 | 1,825,000 | 152,084 | 304,168 | 456,252 | 608,336 | 760,420 | 912,504 | 1,064,588 | 1,216,672 | 1,368,756 | 1,520,840 | 1,672,924 | | |
| 4,000 | 1,460,000 | 121,667 | 243,334 | 365,001 | 486,668 | 608,335 | 730,002 | 851,669 | 973,336 | 1,095,003 | 1,216,670 | 1,338,337 | | |
| 3,500 | 1,277,500 | 106,459 | 212,918 | 319,377 | 425,836 | 532,295 | 638,754 | 745,213 | 851,672 | 958,131 | 1,064,590 | 1,171,049 | | |

※特例計算に該当する場合の計算方法

[保険料算定基礎額] ÷ 12 = [特例による1/12の額] (小数点以下切り上げ)

[特例による1/12の額] × [加入月数] = [保険料算定基礎額(特例)]

3. 年度更新にかかる具体的な事務処理

(1) 労働保険の「年度更新」とは

労働保険の保険料は、保険年度（当年4月1日～翌年3月31日）を単位とし、その間すべての労働者（雇用保険については被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険率を乗じて算定しますが、事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（徴収法第15条）と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（徴収法第19条）の手続きが必要となります。この手続きが「**年度更新**」です。

※労働保険事務組合（以下「事務組合」という）に委託している事業主は、委託先の事務組合を通じて手続きを行います。

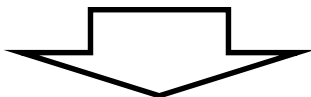
令和6年度の年度更新の手続きは、令和6年6月3日（月）から令和6年7月10日（水）までの間に行ってください。

(2) 年度更新にかかる事務処理の流れ

① 「労働保険料算定基礎賃金等の報告」等の資料収集

各委託事業主より、保険料額を算定するために必要な資料を事務組合に提出してもらいます。

- イ 一般の事業（継続事業）
「労働保険料算定基礎賃金等の報告」 ……記入例は21～22ページ
- ロ 一括有期事業（立木の伐採の事業）
「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」 ……記入例は23ページ
- ハ 一括有期事業（建設の事業）
「一括有期事業報告書（建設の事業）」 ……記入例は25ページ
「一括有期事業総括表（建設の事業）」 ……記入例は26ページ



② 「保険料・一般拠出金申告書内訳」等の作成

①で提出された資料に基づき、確定保険料、一般拠出金及び概算保険料を算出し、申告書内訳を作成します。

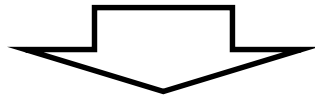
- イ 「保険料・一般拠出金申告書内訳」（基幹番号末尾0・2・4・5・6）
……記入例は27～28ページ

注意 「保険料・一般拠出金申告書内訳」は、基幹番号の末尾ごとに作成します。

ただし、労災保険のメリット制が適用となる事業場については、当該事業場の申告内容を抜き出した上で、別個に作成します。

- ロ 「保険料申告書内訳」（基幹番号末尾8）
第2種特別加入 ……記入例は32ページ
第3種特別加入 ……記入例は33ページ

※保険料申告書内訳の作成にあたっては、必要に応じ「特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」（福島局独自様式）を作成することで適正な申告が行えます。



③ 「保険料申告書」の作成、提出

②で作成した申告書内訳の集計額を「保険料申告書」に転記の上で作成し、福島労働局労働保険特別会計歳入徴収官（福島労働局総務部労働保険徴収室（以下「労働保険徴収室」という））に提出します。

……記入例は 29 ページ

なお、①のロ・ハに該当する事業については、以下の書類も併せて提出します。

①のロに該当する事業：「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」

①のハに該当する事業：「一括有期事業報告書（建設の事業）」及び「一括有期事業総括表（建設の事業）」

注意 「保険料申告書」は、基幹番号の末尾ごとに作成します。ただし、労災保険のメリット制が適用となる事業場については、当該事業場の申告内容を抜き出した上で、別個に作成します。（30 ページ参照）



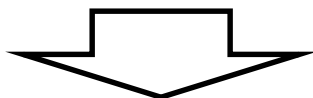
④ 「労働保険料等徴収及び納付簿」の作成

委託事業場ごとに労働保険料等の受払状況を明らかにするための法定帳簿で、事務組合への備え付けが義務づけられていますので、内容に誤りのないよう作成します。



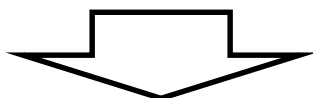
⑤ 「労働保険料等納入通知書」の作成・送付

「労働保険料等納入通知書」（組様式第 7 号（甲）または組機様式第 7 号）を作成し、委託事業主に送付します。第 2 期及び第 3 期は「労働保険料等納入通知書」（組様式第 7 号（乙）または組機様式第 14 号（乙））を作成し、委託事業主に送付します。



⑥ 委託事業主からの労働保険料等領収

委託事業主から受領した金額に労働保険料及び一般拠出金以外のもの（委託手数料等）が含まれている場合には、委託手数料等をすみやかに一般会計口座に移動し、労働保険料等とは別管理としてください。

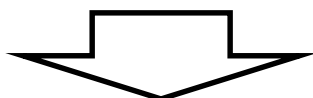


⑦ 「労働保険料等領収書」の発行・「労働保険料徴収及び納付簿」への記入

委託事業主から労働保険料等を領収した場合は、「労働保険料等領収書」（組様式第 8 号または組機様式第 16 号）を発行するとともに、「労働保険料等徴収及び納付簿」にその内容等を記入します。

なお、領収書に記入する領収日は、委託事業主から保険料等を受領した日となります。

※委託事業主からの口座振替により領収した場合も、必ず領収書を発行願います。



⑧ 労働保険料等の政府への納付

⑥により領収した労働保険料等は、「納付書」（領収済通知書）を作成し、銀行・郵便局（ゆうちょ銀行）等の金融機関より政府へ納付します。………記入例は 31 ページ

(3) 年度更新申告書に添付する書類

| 末尾 | 申告書に添付する書類 |
|-----------------|---|
| 末尾 0、2、6 | 保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第 6 号（甲）） または 保険料・一般拠出金申告書内訳及び保険料・一般拠出金申告書内訳（続紙）（組機様式第 10 号） |
| 末尾 4 | ①保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第 6 号（甲）） または 保険料・一般拠出金申告書内訳及び保険料・一般拠出金申告書内訳（続紙）（組機様式第 10 号） ②立木の伐採の事業にかかる申告については、労働保険一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）（様式第 7 号（第 34 条関係）（乙）） |
| 末尾 5 | ①保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第 6 号（甲）） または 保険料・一般拠出金申告書内訳及び保険料・一般拠出金申告書内訳（続紙）（組機様式第 10 号） ②労働保険一括有期事業報告書（建設の事業）（様式第 7 号（第 34 条関係）（甲）） ③労働保険等一括有期事業総括表（建設の事業）（別添様式） または 労働保険一括有期事業総括表算定基礎賃金等の報告（組機様式第 8 号） |
| 末尾 8（第 2 種特別加入） | 保険料申告書内訳（第 2 種特別加入保険料）（組様式第 6 号（乙）） ※「第 2 種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」（福島局独自様式）は提出不要ですが、作成していれば尚可 |
| 末尾 8（第 3 種特別加入） | ①第 3 種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）（海特様式第 1 号） ②第 3 種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）（海特様式第 2 号） ※「第 3 種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」（福島局独自様式）は提出不要ですが、作成していれば尚可 |

○申告書及び添付書類提出に際してのお願い・留意事項

当局における事務処理の迅速化を図るとともに、労働基準監督署の窓口混雑緩和の観点から、以下のご協力をお願いします。

1. 事務組合にかかる年度更新関係書類については、すべて労働保険徴収室に直接提出してください。
※提出は持参・郵送のいずれでも差し支えありませんが、提出の際には以下にご留意ください。

(1) 持参の際には、書類への受付印の押印に時間を要するため、8時30分～11時30分または13時～16時30分の間に来局いただきますようご協力ください。（12時～13時は昼休みとなっております）

(2) 郵送提出の際に、受付印を押印した事務組合控が必要な場合は、返信用封筒（宛名を記載し返信用切手を貼付したもの）を同封ください。

※返信に要する郵便料金が不足となるケースが多数生じておりますので、返信用切手の貼付の際には留意願います。

2. 各様式は3枚1組（一括有期事業報告書及び総括表は2枚1組）となっておりますが、「労働局用」（一括有期事業報告書及び総括表は「提出用」）のみを労働保険徴収室にご提出ください。（「事務組合控」及び「事業主控」に受付印の押印が必要な場合は、各様式を切り分けた上で提出ください）

※受付印の押印の際、「事務組合控」及び「事業主控」の枚数等の確認は行いません。このため、控書類について枚数不足等があった場合、労働保険徴収室では一切責任を負いませんので留意願います。

○口座振替納付制度を利用している事務組合は、申告書及び申告書内訳の右側余白に、必ず **口座** と朱書の上で提出願います。また、当局での事務処理の都合上、申告期限に関わらず早急に労働保険徴収室に提出いただきますようお願いいたします。

(4) 年度更新申告で特に誤りの多い事項

例年の年度更新申告において、特に以下の事項についての誤りが多く見受けられます。申告書等の提出後に申告内容等の誤りが判明した場合、労働保険徴収室より連絡の上で修正をお願いすることとなりますが、委託事業主に対して保険料等の追加徴収が生じる場合もありますので、申告書等を提出する際には「確認のポイント」を参考に、事務組合内で再度確認いただきますようお願いいたします。

| 誤りの多い事項 | 確認のポイント |
|---------------------------|--|
| 1 賃金集計及び転記誤り | ①「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」に記載の合計額は正しいか。 ②役員で労働者（被保険者）扱いの者や臨時労働者分の算入漏れはないか。 ③雇用保険対象被保険者数及び賃金には、以下(ア)を含んでいるか。 (ア)マルチジョブホルダー制度が適用されている被保険者（6 ページ参照） ④申告書内訳が複数ページにわたる場合、各ページの小計額および最終ページの合計額は正しいか。 ⑤申告書内訳に記載の総合計額と、申告書に記載した金額は合っているか。 |
| 2 特別加入者の加入月数算定及び特例計算の算定誤り | ①月の途中から加入又は月の途中で脱退した者がいる場合、当該月を1か月分として算定しているか。（15 ページ参照） ②特例計算に該当する場合の保険料算定基礎額は、 <u>小数点以下切り上げ</u> としているか。（16 ページ参照） |
| 3 一括有期事業の各工事にかかる適用業種の誤り | 「一括有期事業報告書」に記載されている事業の名称からみて、適用業種の整合性は取れているか。 ※事業の名称から適用業種を判断できない場合は、委託事業主に具体的な工事（作業）内容等を確認の上で、当局への照会をお願いします。 |
| 4 申告すべき工事の誤り | 令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に <u>工事が終了した</u> ものであるか。 ※「一括有期事業報告書」内の事業の期間欄を再確認願います。 |
| 5 工事にかかる請負金額の消費税取り扱いの誤り | 工事開始日が平成27年4月1日以降のものについては、「一括有期事業報告書」に記載されている請負金額が <u>消費税抜きの</u> 金額となっているか。（24 ページ参照） ※工事開始日が平成27年4月1日以前のものの取扱いは、24 ページを参照の上で、適正な処理をお願いします。 |
| 6 一括有期事業における特別加入者の適用業種の誤り | 「保険関係に登録されている事業の種類別の保険率」により算定しているか。（15 ページ参照） ※年度更新時の主たる業種が現在登録されている業種と異なる場合は、「名称、所在地等変更届」を提出願います。 |

～MEMO～

(7) 一括有期事業報告書（建設の事業）及び総括表

記入例は25～26ページを参照願います。

①一括有期事業報告書（建設の事業）には、令和5年度中（令和6年3月31日まで）に終了した一括有期事業の対象となる工事（事業場が元請として行った工事のうち、概算保険料の額に相当する額が160万円未満であり、かつ、請負金額（消費税抜きの金額）が1億8,000万円未満のもの）を漏れなく計上してください。

※前々年度からの繰越工事や、請負金額の少ない小工事が漏れやすいので、注意願います。

なお、一括有期事業報告書（建設の事業）は、原則として事業の種類（業種番号）別に作成してください。（元請工事件数が少ないなどの理由で、1枚の報告書に異なる事業を記入する場合は、事業の種類を確認できるようにするため、報告書の余白に業種番号を記入してください。）

また、記入に際しては、工事開始日により適用となる労災保険率が異なることから、以下の区分に基づき分けて記入いただくとともに、それぞれの区分の合計額も記入してください。

ア) 工事開始日が平成27年3月31日以前のもの

※消費税額の取り扱いは、工事開始日により以下の③のア)又はイ)によります。

イ) 工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの

ウ) 工事開始日が平成30年4月1日以降のもの

②労務費率により保険料の算定基礎額を算出する場合は、請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を計算します。請負代金の変更、追加付帯工事、支給材、工사용物（機械装置）の有無を十分確認し、算入漏れや誤りのないよう記入してください。

なお、36業種（機械装置の組立て又は据付けの事業）については、徴収法施行規則第13条2項第1号ただし書の規定に基づき、工사용物に関する告示（昭和47年労働省告示第15号）において機械装置の価格に相当する額を請負代金の額に加算しないこととされていますので、特に留意願います。

③労務費率により保険料の算定基礎額を算出する場合の「請負代金の額」欄に記入する請負金額は、以下のとおり工事開始日により消費税額の取り扱いが異なるため、誤りのないよう算出願います。

ア) 工事開始日が平成25年9月30日以前のもの：請負金額には消費税を**含む**

イ) 工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日のもの：請負金額（消費税を含む）に**暫定措置（105/108）を乗じて得た額**（1円未満切り捨て）

※一括有期事業報告書（建設の事業）の作成に際しては、25ページの記入例のとおり「請負金額」欄の「計（小計）」を2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については**暫定措置を乗じて得た額**を記入願います。

ウ) 工事開始日が平成27年4月1日以降のもの：請負金額には消費税を**除く**

④賃金で算定する工事については、「請負代金の額」欄、「請負金額」欄及び「賃金総額」欄に記入する金額は括弧書きで記入してください。あわせて、「労務費率」欄には「賃金で算定」と記入してください。

⑤一工事の請負金額が500万円未満の工事については、事業の種類別に月単位で「〇月分〇〇工事他〇件」と取りまとめて記入して差し支えありませんが、その際には、工事の内訳を明確にした上で、算定基礎調査等で関係資料の提出を求められた際は提出できるようにしておいてください。

一括有期事業報告書（建設の事業）の記入例

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

| 労働保険番号 | | 府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | | | | | 枝番号 | | | 2枚のうち 1枚目 | |
|-------------------|------------------------|-------------------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|--------|------------|--|-----|--|--|-----------|--|
| | | 07101 | 9750050 | 075 | 2枚のうち 2枚目 | | | | | | | | | |
| 事業の名称 | 事業場の所在地 | 事業の期間 | ① 請負金額の内訳 | | | | ② 労務費率 | ③ 賃金総額 | | | | | | |
| | | | 請負代金の額 | 請負代金に 加算する額 | 請負代金から 控除する額 | 請負金額 | | | | | | | | |
| 〇〇工業社屋新築工事 | 福島市〇〇 | 5年8月1日から 5年8月31日まで | 94,500,000 | | | 94,500,000 | 23 | 21,735,000 | | | | | | |
| △△邸新築工事 | 郡山市△△ | 5年4月1日から 6年1月31日まで | 23,000,000 | | | 23,000,000 | 23 | 5,290,000 | | | | | | |
| 12月分□□邸新築塗装工事 他4件 | 伊達市□□ 他 | 5年12月1日から 5年12月31日まで | 35,000,000 | | | 35,000,000 | 23 | 8,050,000 | | | | | | |
| 事業の種類 | 35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く) | 計 | 152,500,000 | | | (ア) 152,500,000 | | 35,075,000 | | | | | | |

前年度中(保険関係が消滅) 6年6月18日

報告する事業の種類を記入します。
※原則として、事業の種類別に用紙を分けて作成願います。

事業の終了日は、確定年度の4/1~3/31の間となります。
事業の終了日を確実に記載願います。

21,735,000+5,290,000+8,050,000=35,075,000
※工事開始期間ごとの合計を集計しますので、
152,500,000×23%=35,075,000ではありません。

住所 福島市花園町5-46
事業主 福島労働建設 株式会社
氏名 代表取締役 △△五郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

| | | |
|------------------------------|----|------|
| 作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示 | 氏名 | 電話番号 |
|------------------------------|----|------|

[注意]
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

| 労働保険番号 | | 府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | | | | | 枝番号 | | | 2枚のうち 2枚目 | |
|---------------------|---------------|------------------------|-------------------------|----------------|-----------------|---------------------------------|--------|---------------------------|--|-----|--|--|-----------|--|
| | | 07101 | 9750050 | 075 | 2枚のうち 2枚目 | | | | | | | | | |
| 事業の名称 | 事業場の所在地 | 事業の期間 | ① 請負金額の内訳 | | | | ② 労務費率 | ③ 賃金総額 | | | | | | |
| | | | 請負代金の額 | 請負代金に 加算する額 | 請負代金から 控除する額 | 請負金額 | | | | | | | | |
| ▲▲市営住宅内装工事 | 福島市▲▲ | 5年2月1日から 5年6月30日まで | 85,000,000 | | | 85,000,000 | 23 | 19,550,000 | | | | | | |
| 〇〇邸リフォームに伴う内装工事 | 二本松市〇〇 | 5年3月1日から 5年6月30日まで | 5,400,000 | | | 5,400,000 | 23 | 1,242,000 | | | | | | |
| ××邸屋内照明改修工事 | 本宮市×× | 5年9月1日から 5年10月30日まで | (850,000) | | | (850,000) | 賃金で算定 | (300,000) | | | | | | |
| 1月分◆◆邸電気温水器取付工事 他3件 | 川俣町◆◆ 他 | 6年1月1日から 6年1月31日まで | 1,050,000 | | | 1,050,000 | 23 | 241,500 | | | | | | |
| 2月分▽▽邸クロス張替工事 他2件 | 田村市▽▽ 他 | 6年2月1日から 6年2月29日まで | 580,000 | | | 580,000 | 23 | 133,400 | | | | | | |
| 事業の種類 | 38 既設建築物設備工事業 | 計 | (850,000) 92,030,000 | | | (イ) (850,000) (ウ) 92,030,000 | | ㊦ (300,000) 21,166,900 | | | | | | |

500万円未満の工事については、
月単位で取りまとめて記入して
差し支えありません。

賃金で算定した工事については、
金額を括弧書きで記入してください。

上段:賃金算定分
下段:請負額の合計
の請負額の合計

一括有期事業総括表の記入例

別添様式

労働保険等
5 年度一括有期事業総括表（建設の事業）

| 労働保険番号 | | 府 県 | 所 掌 | 管 轄 | 基 幹 番 号 | | | | | 枝 番 号 | | | | | 一括有期事業報告書 2 枚添付 | | |
|--------|---------------------|--|---------------------------------|------|----------------------|----------------------------|---------------|------------------------------|---|-------|---|---|---|---|-----------------|--|--|
| | | 0 | 7 | 1 | 0 | 1 | 9 | 7 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 7 | 5 | | |
| 業種番号 | 事業の種類 | 事業開始時期 | 請負金額 | 労務費率 | 賃金総額 | 保険料率 | | 保 険 料 額 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 基準料率 1000分の | 外料率 1000分の | | | | | | | | | | |
| 31 | 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | 円 | 18 | 千円 | 89 | | 円 | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 19 | | 79 | | | | | | | | | | | |
| 32 | 道路新設事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | | 20 | | 16 | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 19 | | 11 | | | | | | | | | | | |
| 33 | 舗装工事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | | 18 | | 10 | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 17 | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 鉄道又は軌道新設事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | | 23 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 25 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平成27年3月31日 以前のもの | | 24 | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | 建築事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | (ア) 152,500,000 | 23 | 35,075 | 9.5 | | 333,212 | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 21 | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 既設建築物設備工事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | | 22 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | (イ) (850,000) (ウ) 92,030,000 | 23 | 21,466 | 12 | | 257,592 | | | | | | | | | |
| | | 平成27年3月31日 以前のもの | | 38 | | 7.5 | | | | | | | | | | | |
| 36 | 機械装置の組立て又は取付けに関するもの | 平成30年3月31日 以前のもの 平成30年4月1日 以降のもの | | 6.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | その他のもの | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 以降のもの | | 7.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 6.5 | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | その他の建設事業 | 平成27年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日 | | 23 | | 19 | | | | | | | | | | | |
| | | 平成30年4月1日 以降のもの | | 24 | | 17 | | | | | | | | | | | |
| | | 平成19年3月31日 以前のもの | | ① | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | 56,541 | | | 590,804 | | | | | | | | | |
| | | | | | ② (1)を除く合計 56,541 | ③ 一般拠出金率 1000分の 0.02 | | ④ 一般拠出金額 (2)×(3) 1,130 | | | | | | | | | |

一括有期事業報告書(本例の場合は、前ページの(ア)~(ウ))より、請負金額を転記します。

各業種別・工事開始時期別に、賃金総額に保険料率を乗じて保険料額を算定します。
※本例の場合は、35,075(千円) × 9.5 = 333,212.5円
※計算結果の1円未満は切り捨てです。

賃金算定分がない場合は、請負金額 × 労務費率で賃金総額を計算しますが、賃金算定分がある場合は、(請負金額 × 労務費率) + 賃金額で計算します。
※本例の場合は、(92,030,000 × 23%) + 300,000(前ページの①印) = 21,466(千円)
※計算結果の千円未満は切り捨てです。

各業種別・工事開始時期別に算定した保険料額の合計を、合計欄に転記します。

この3つの数字を申告書内訳に転記します。
※一般拠出金(賃金総額 × 1000分の0.02)の算定漏れに留意願います。

注
4 3 2 1
一 前年度にメリット制が適用された事業(甲)に記入した事業(乙)を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
二 一般拠出金は、石綿による健康被害の救済については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
三 一般拠出金は、平成19年4月1日以降のすべての事業(乙)を徴収対象とする。

別添一括有期

郵便番号(960 - 8513)
電話番号(024 - 536 - 8800)

6 年 6 月 18 日

住 所 福島市花園町5-46

福島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 福島労働建設 株式会社
氏 名 代表取締役 △△五郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

| | | |
|----------------------|-----|---------|
| 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏 名 | 電 話 番 号 |
| | | |

〇留意事項

- ①昨年度(令和5年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付**された「労災保険率決定通知書」により保険料額を計算してください。
- ②一般拠出金は、平成19年4月1日以降開始の工事が対象となります。
- ③確定保険料の申告年度内に終了した元請工事がない場合は、一括有期事業報告書及び総括表の提出の必要はありません。(事務組合内での管理等のため、総括表に「下請工事のみ」「元請工事なし」と記載し、提出いただくことは差し支えありません。)

(8) 保険料・一般拠出金申告書内訳の作成

保険料・一般拠出金申告書内訳は、個々の委託事業場にかかる保険料等を算定する重要な書類ですので、計算誤りや転記誤りに留意の上で作成願います。

保険料・一般拠出金申告書内訳の記入例 ※本例では解説を入れるために適宜行を空けていますが、実際には枝番号順に詰めて記入

組様式第6号(甲)

| | | | |
|----|----|----|-------|
| 府県 | 所轄 | 管轄 | 基幹番号 |
| 07 | 30 | 19 | 75000 |

令和5年度確定
令和6年度概算

保険料・一

母体団体の枝番号に○印を付けてください。

④欄及び⑤欄は報奨金算定の基礎となりますので、忘れずに記入願います。
※一括有期事業で一般保険料が0円の場合でも、当時使用労働者がいる場合は、人数を記入願います。

| ① 労働保険番号の枝番号 | ② 事業場の名称 | ③ 業種 | ④ 労働者数 ⑤ 被保険者数 | ⑥ 保険関係区分 | 令和5年度確定保険料・令和6年度概算保険料(増額・減額)・一般拠出金 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------|---------|-------------------------|-------------|------------------------------------|------------|---------------|---------------|-------------|---------------------|---------------------------|----------|--------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | ⑦ 労災保険 | | | ⑩ 雇用保険 | | | ⑬ 確定保険料(規模区分別)合計額(⑨+⑫) | | ⑭ 一般拠出金 | | | | | | | |
| | | | | | ⑧ 賃金総額 | ⑧ 労災保険率 | ⑨ 保険料(⑦×⑧) | ⑩ 賃金総額 | ⑪ 雇用保険率 | ⑫ 一般保険料(⑩の(ハ)×⑪) | 15人以下 | 16人以上 | ⑭ 賃金総額(※) | ⑮ 一般拠出金額(⑭×/1000) | | | | | | |
| 001 | 福島労保会(母体団体) | 9416 | 7人 | 両保 | (-) 15,600 | (-) 3 | (-) 46,800 | (イ) 12,000 | 15.5 | | | | | | | | | | | |
| 002 | 霞町印刷(株) | 4601 | 14人 | 両保 | (-) 48,700 | 3.5 | (-) 170,450 | (イ) 37,650 | 15.5 | | | | | | | | | | | |
| 003 | (株)ハロー環境 | 9101 | 21人 | 両保 | (-) 30,051 | 6 | (-) 390,663 | (イ) 14,025 | 15.5 | | | | | | | | | | | |
| 004 | そば処狐塚 福島 史郎 | 9802 | 4人 | 両保 | (-) 3,100 | 0 | (-) 9,300 | (イ) 14,775 | | | | | | | | | | | | |
| 005 | 郡山輸送機産業(株) | 5801 | 4人 | 両保 | (-) 800 | 4 | (-) 3,200 | (イ) 800 | 15.5 | | | | | | | | | | | |
| 006 | 急送白河 白河 吾郎 | 7201 | 4人 | 両保 | (-) 304 | 4 | (-) 1,216 | (イ) 800 | 15.5 | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | 50 | 4 | 1 | 1 | (a) 658,187 | (b) 999,362 | 4 | 1 | (30,051) | (601) | | | | | | | |
| | | | | 22 | 1 | 1 | 1 | (a) 658,187 | (b) 999,362 | 1,049,499 | 608,050 | 68,200 | 1,364 | | | | | | | |
| | | | | (計) | 5 | 2 | 2 | (c) 1,657,549 | (d) | | | | | | | | | | | |

一般拠出金に特別加入者分は含めません。

年度途中の委託解除により減額訂正を行い、一般拠出金を申告・納付済の場合、括弧書きで表記します。

④～⑥欄は、確定保険料の申告を行う事業場のみ記入願います。⑥欄は以下の区分により○印を付けてください。
両保：両保険成立
労災：労災片保険成立又は二元適用事業の労災保険分
雇用：二元適用事業の雇用保険分

※⑬(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑧(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。 (郵便番号 960 電話番号(024) -

労働保険事務組合の名称 労働保険事務組合 福島労保会 所在地 福島市狐塚17-40
代表者の氏名 労保 進

甲A：5人未満・両保険 甲B：5人未満・片保険
乙A：5～15人・両保険 乙B：5～15人・片保険
※常時使用労働者数と被保険者数が異なる場合は、人数の多い方で算定します。

てください。

口座

口座振替納付事務組合の場合は、必ず表示してください。

(申告書内訳が複数枚ある場合は、1枚目のみで可)

一般拠出金申告書内訳

1枚のうち 1枚目

| 令和6年度概算保険料 | | | | 第1種特別加入者 | | | | | |
|---|---|------------|---------------------|--|----------------------|----------|-------------------------------|----------------------------|----------|
| 15 申告済概算保険料 〔一般保険料 第1種特別 加入保険料〕 | 17 労災保険 | 18 雇用保険 | 19 合計 (17+18) | 氏名 | 令和5年度 の給付 基礎日額 | 適用 月数 | 区分 | 令和6年度 からの 給付基礎 日額 | 適用 月数 |
| | 保険料 (第一種特別 加入を含む) | 一般保険料 | | | | | | | |
| 280,000 | 1000分の3 | 1000分の15.5 | 232,800 | 霞太郎 ② | 16,000 | 12 | 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等 | 16,000 | 12 |
| 926,000 | 3.5 | 1583,575 | 784,685 | 霞花子 ③ | 5,000 | 8 | 2.継続 3.変更 4.脱退等 | 8,000 | 12 |
| | | | | 霞一郎 ④ | 5,000 | 12 | 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等 | | |
| 608,050 | 5年9月30日委託解除 (個別に移行:07.1.01.012345-000) | | | 福島 | | | 4.脱退等 | | |
| 30,000 | 6年3月31日委託解除 (事業廃止) | | | | | | 4.脱退等 | | |
| より) | 4 | | | | | | | | |
| 0 | 168,200 | 345,600 | 513,800 | | | | 4.脱退等 | | |
| | 9 | | | 白河 吾郎 | | | 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等 | 5,000 | 12 |
| | 48,825 | 32,400 | 81,225 | | | | 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等 | | |
| | | | | | | | 1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等 | | |
| ① | Ⓧ (e) | ① (f) | Ⓜ (g) | 府県 所 管 轄 基 幹 番 号 | | | | | |
| 1,844,050 | 464,935 | 1,147,575 | 1,612,510 | 労働保険番号B (労働保険番号A と同一のもの) 0 7 3 0 1 9 7 5 0 0 0 | | | | | |

特別加入者が複数いる場合の区分は、氏名の横に区分番号を意味する①～④の番号を記入してください。

年度途中で減額訂正済の場合、確定保険料＝申告済概算保険料となります。

委託解除又は新規委託の場合、年月日、理由を記入してください。また、個別から委託に変更の場合や委託替えの場合は、以前の労働保険番号も記入してください。

メリット適用分

と表示してください。(メリット事業場が複数ある場合は、メリット事業場を1枚の申告書内訳にまとめて記入しても差し支えありません。)

②申告書内訳の1枚ごとに、小計を計算してください。

また、最終ページには、申告書内訳各ページの小計を全て足し上げた合計のみを記入してください。

③申告書内訳が2枚以上の場合、事務組合の名称・所在地欄、代表者の氏名欄及び事務担当者氏名欄への記入は、1枚目のみで差し支えありません。

※本記入例は組様式で作成していますので、組機様式の場合は記入例と異なる部分がありますが、様式の内容に沿って記入・作成をお願いします。

- 8589)
(534) 4121 番

労働局用

(事務担当者
氏 名) 労保 光子

(3.1)

(9) 申告書の作成

末尾ごとの申告書内訳の合計を申告書に記入します。申告書は機械により読取処理を行いますので、数字は枠内に丁寧に記入してください。

※所掌「1」は赤色の申告書、所掌「3」はふじ色の申告書を使用してください。

※メリット事業場にかかる申告書の作成については、30 ページも参照ください。

申告書の記入例

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)
 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

学体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
 OCR枠への記入は上記の注意事項を参照して下さい。

提出用

種別 3 2 7 0 0

申告書内訳の合計欄より転記します。
 ※記入漏れが多い箇所ですので、忘れずに記入ください。

口座振替納付事務組合の場合は、必ず表示してください。

口座

申告書内訳の合計額 (本例の場合は27~28ページの(a)~(g)より転記します。

※メリット事業場以外の申告の場合は、記入不要です。

※メリット事業場以外の申告の場合は、記入不要です。

⑩欄(申告済概算保険料額)の印字額は訂正しないでください。※印字されている金額に疑義がある際は、労働保険徴収室にお問い合わせください。

分割納付の場合は「3」を記入します。

(c) - ⑩の計算結果を(i)又は(h)に記入します。

(g)を3で割った金額を記入します。
 ※余り1円又は2円が生じる場合は、第1期分に繰り入れます。

| | | |
|------------------|--------------|----------------------|
| ⑤ 保険料・一般拠出金算定基礎額 | ⑥ 保険料・一般拠出金率 | ⑦ 確定保険料・一般拠出金額 (⑤×⑥) |
| 1657549 | 1000分の(i) | (c) 1657549 |
| ⑧ 労働保険料 | ⑨ 労働保険料率 | ⑩ 概算・増加概算保険料額 (⑧×⑨) |
| 999362 | (b) | (a) 999362 |
| ⑪ 労働保険料算定基礎額の見込額 | ⑫ 労働保険料率 | ⑬ 申告済概算保険料額 (⑪×⑫) |
| 1612510 | (g) | (e) 1612510 |
| ⑭ 労働保険料算定基礎額の見込額 | ⑮ 労働保険料率 | ⑯ 労働保険料算定額 (⑭×⑮) |
| 464935 | (e) | (f) 464935 |
| ⑰ 労働保険料算定額 | ⑱ 労働保険料率 | ⑲ 労働保険料算定額 (⑰×⑱) |
| 1147575 | (f) | (h) 1147575 |

⑩欄(申告済概算保険料額)の印字額は訂正しないでください。※印字されている金額に疑義がある際は、労働保険徴収室にお問い合わせください。

186,501

1,844,050

3

| | | | |
|---------|---------|---------|-----------|
| ⑳ 第1期分 | ㉑ 第2期分 | ㉒ 第3期分 | ㉓ 合計 |
| 537,504 | 537,503 | 537,503 | 1,612,510 |

⑳ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉑ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒ 所在地 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉓ 業種 (イ) 住所 (法人のときは) 所在地 (ロ) 名称 (法人のときは) 代表者の氏名

別紙のとおり

960 - 8589 電話番号 024 534 - 4121

福島市狐塚17-40

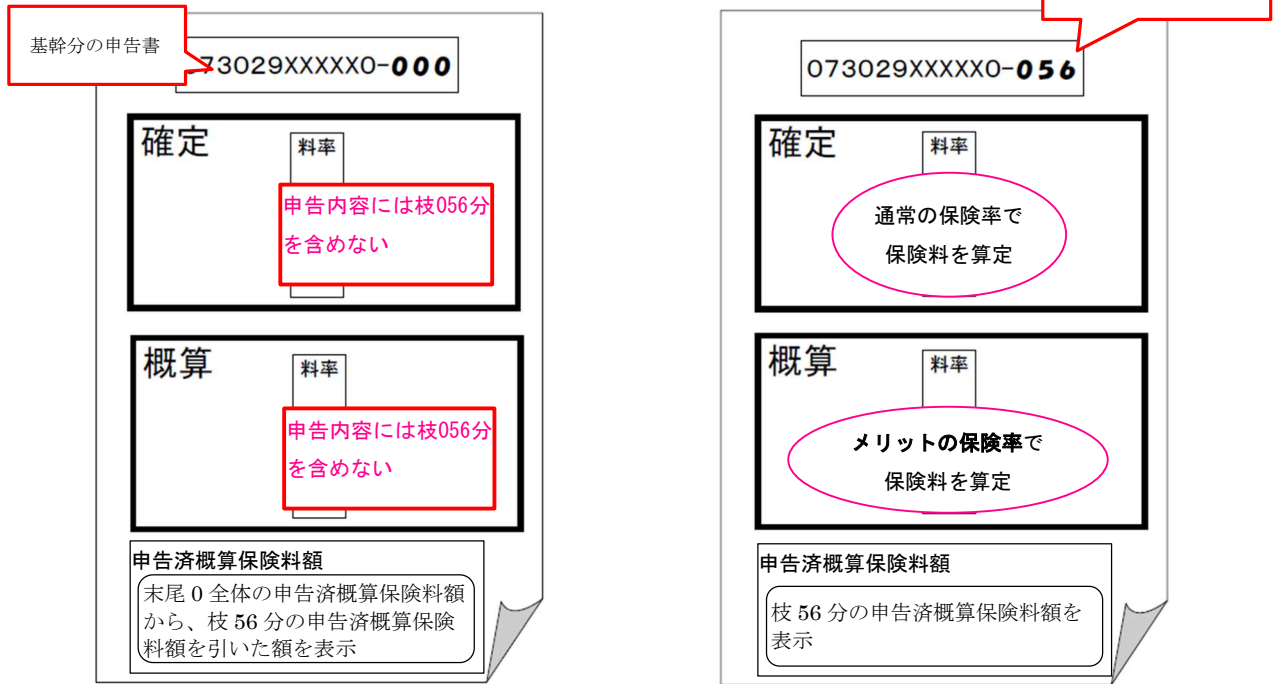
労働保険事務組合 福島労保会

労保 進

○メリット事業場にかかる申告書の作成について

メリット適用事業場の場合、保険料等の算定及び申告書の作成はメリット事業場単位で行いますが、新たにメリット制適用となる事業場及びメリット適用から非メリットに変更となる事業場については、以下に留意の上で申告書を作成願います。

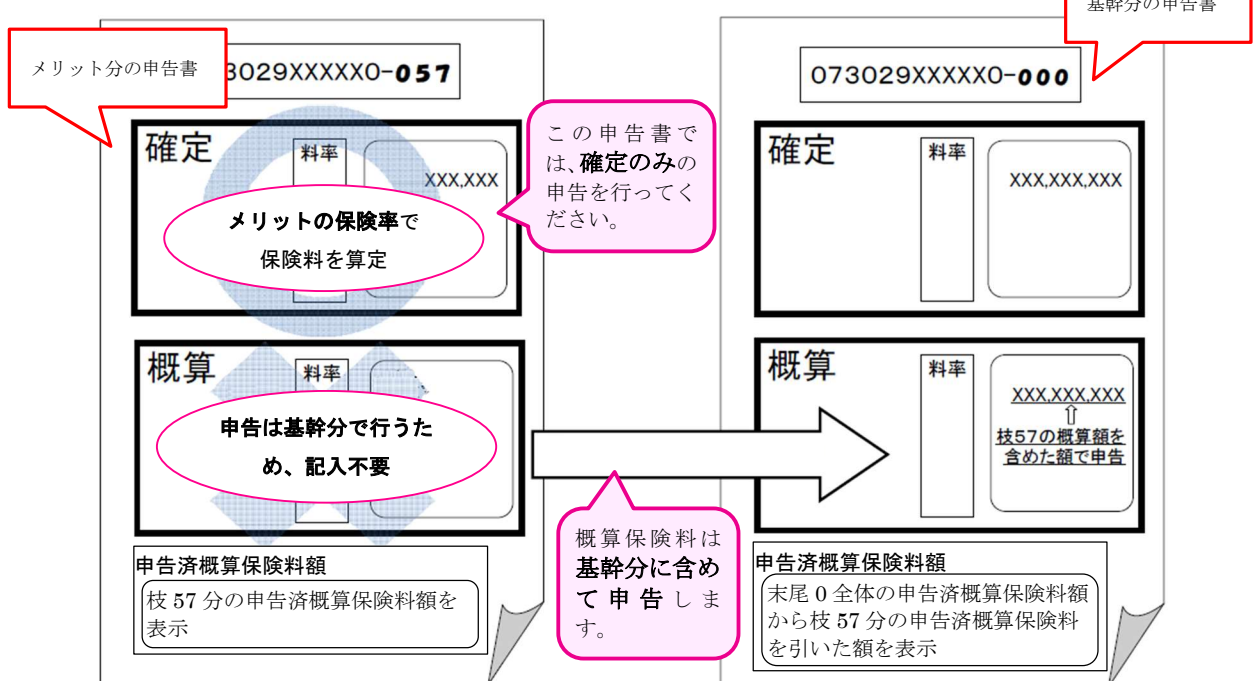
(1) 概算保険料の年度から新たにメリット制適用（基幹→メリット）となる場合



※申告書と一緒に「労災保険率決定通知書」を事務組合に送付しますので、内容確認を行ってください。

※申告書の処理の都合上、確定保険料についても基幹分とは別の申告書で申告（通常の保険率）し、概算保険料の申告は、メリット適用後の保険率で申告願います。

(2) 概算保険料の年度から非メリット（メリット→基幹）となる場合



※非メリットとなった事業場には通知を行っていないことから、事務組合に別途送付する「メリット対象事業場リスト」と突合の上で確認願います。（送付された申告書の概算保険料内訳の⑬欄上部に〔メリット〕の印字がない場合は、概算保険料の年度からメリット対象外となります。）

(10) 納付書の作成

納付書は3枚複写となっています。1枚目には「領収済通知書」、2枚目には「領収書」、3枚目には「納付書・領収証書」と表示されており、1枚目は、金融機関等が納付者から領収したことを福島労働局に通知するという意味で、「領収済通知書」となっています。

保険料等は、納付書により最寄りの金融機関（「日本銀行歳入代理店」の表示のある銀行又は郵便局（ゆうちょ銀行））で納付してください。

※事務組合の申告書は、金融機関経由で提出することができませんので、金融機関には申告書から納付書を切り離した上で、納付書のみを提出してください。（申告書は、19ページ記載の添付書類と一緒に、労働保険徴収室に直接提出してください。）

※口座振替納付事務組合は、本来の各期別にかかる保険料納付の際には、納付書を作成いただく必要はありません。（増額訂正分や滞納保険料等の納付など、随時生じる納付の際には納付書の作成が必要です。）

納付書の記入例

※以下の記入例は、基幹番号末尾0において、以下の①～③の分をまとめて納付する場合の例として作成しています。

①枝35の新規委託により、増額訂正分として令和6年度2期分を納付（38,000円）

②枝21の委託解除により発生した一般拠出金を納付（65円）

③枝15について、令和6年度1期分に滞納が生じていたが、委託解除となったことで還付が生じたことから、還付分を滞納分に充当（15,000円）

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30840 福島労働局 00075273 徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 6 年度

納付の目的欄を忘れずに記入してください。(年度更新にかかる納付書を除く)

内訳金額及び納付額の訂正はできません。

納付の目的欄は、以下により記入してください。(年度更新にかかる納付書を除く)

62：前年度確定不足分 21：当年度概算1期分
22：当年度概算2期分 23：当年度概算3期分
※複数の期別にあたる場合は、最も古い納付期別を記入願います。(例の場合は枝15の1期分が最も古いため、21と記入)

具体的な納付の目的等(枝番号、期別、金額)を必ず記入願います。
※記入がないと、誤納付等の原因となりますので、忘れずに記入ください。また、労働保険徴収室より納付目的等を事務組合に照会する場合があります。

(11) 第2種特別加入（一人親方団体等）の保険料申告

一人親方団体等の第2種特別加入保険料の申告にあたっては、申告書のほかに「保険料申告書内訳」（組様式第6号（乙））を作成してください。

なお、平成22年度まで作成・提出をお願いしていた「第2種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」は提出いただく必要はありませんが、特別加入者の適正管理を図る観点から、福島労働局ホームページに引き続き掲載していますので、ダウンロードの上でご活用ください。

組様式第6号（乙）

1 枚のうち 1 枚目

令和5年度確定
令和6年度概算
保険料申告書内訳
(第2種特別加入保険料)

| ① 労働保険 番号の 枝 番号 | ② 事業(団体)の 名称 | ③ 業種 | ④ 特別加 入者数 | 令和5年度確定保険料 | | | 令和6年度概算保険料 | | |
|-----------------------------|--------------------|---------|-----------------|---------------------|---|------------------------------|---------------------|---|------------------------------|
| | | | | ⑤ 保険料算定 基礎額総計 | ⑥ 令和5 年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の) | ⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥) | ⑧ 保険料算定 基礎額総計 | ⑨ 令和6 年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の) | ⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨) |
| 001 | 福島地区建設業組合 | 2 | 人 5 | 千円 9,520 | 18 | 円 171,360 | 千円 6,935 | 17 | 円 117,895 |
| 合 計 | | | 5 | 9,520 | | 171,360 | 6,935 | | 117,895 |

今まで作成提出していた「第2種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」を引き続き作成した後集計欄より転記することにより、間違いのない申告を行うことが可能となります。

| 第2種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿 | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------|--------|-----------|--|--------------------------|-----------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------------|---|
| 整理 番号 | 労働保険 番号 | 加入期間 | 月数 | 1月分の保険料 算定基礎額 ①×365÷12 端数切り上げ | 特別による保険料 算定基礎額 ③×④ | ① 給付基礎 日額 | ② 年間者 算定基礎額 ①×365 | 令和6年度概算 | | |
| | | | | | | | | 加入期間 | ③ 月数 | ④ 1月分の保険料 算定基礎額 ①×365÷12 端数切り上げ |
| 1 | 鈴木 一郎 | 4,000 | 1,460,000 | | | 3. 変更 | 5,000 | 1,825,000 | | |
| 2 | 山田 太郎 | 8,000 | 2,920,000 | | | 2. 継続 | 8,000 | 令和6年4月1日 ～ 令和6年6月1日 | 3 243,334 730,002 | |
| 3 | 佐藤 三郎 | 8,000 | | 令和5年6月10日 ～ 令和6年3月31日 | 8 243,334 | 1 | 8,000×365÷12 =243,333.3333... | 0 | 2,920,000 | |
| 4 | 斎藤 次郎 | 5,000 | | 令和6年1月31日 ～ 令和6年3月30日 | 3 152,084 | 0 | | 0 | 1,460,000 | |
| 5 | 渡邊 和夫 | 10,000 | | 令和5年4月1日 ～ 令和5年12月31日 | 9 304,167 | 2 | 243,334(端数切り上げ) | | | |
| 計 | 5 人 | | 4,380,000 | | | | 6,205,000 | | 730,002 | |
| 保険料算定基礎額合計 | | | | ⑧(⑥+⑦) | 9,520 | 千円 | 保険料算定基礎額 | ⑧(⑥+⑦) | 6,935 | 千円 |
| 第2種特別加入保険料率 | | | | ⑨ | 18 | / 1000 | 第2種特別加入保険料率 | ⑨ | 17 | / 1000 |
| 確定保険料額 | | | | ⑧×⑨ | 171,360 | | 概算保険料額 | ⑧×⑨ | 117,895 | |

●特別加入者について、確定・概算それぞれに給付基礎日額に基づく算定基礎額を計算してください。

●算定基礎額は、年間額の年間者、又は特別計算の特例者のいずれかの欄に記入します。加入期間に応じた特例者の算定基礎額は、「特別加入保険料算定基礎額表」を参考にしてください。

「第2種特別加入保険料率表」参照

年間者と特例者の全てを計算した後に、1,000円未満を切り捨ててください。
4,380,000+5,140,427=9,520,427
↓
9,520千円

(郵便番号 960 - 8513)
電話(536)-(8800)
所在地 福島市花園町5-46
名称 福島バーフェクト労務協会
代表者氏名 雇用 守
(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

※特別加入者が6名以上の場合は、「続紙」を使用してください。

※全ての特別加入者の算定基礎額を合計した後、千円単位として保険料率を乗じて計算してください。

(12) 第3種特別加入（海外派遣者）の保険料申告

海外派遣者の第3種特別加入保険料の申告にあたっては、申告書のほかに「第3種特別加入保険料申告書内訳」（海特様式第1号）及び「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」（海特様式第2号）を作成してください。

なお、平成22年度まで作成・提出をお願いしていた「第3種特別加入保険料申告内訳・特別加入者名簿」は提出いただく必要はありませんが、特別加入者の適正管理を図る観点から、福島労働局ホームページに引き続き掲載していますので、ダウンロードの上でご活用ください。

海特様式第1号

| 令和5年度確定 令和6年度概算 | 令和5年度確定保険料 | | 令和6年度概算保険料 | | |
|--------------------|------------|------------|-------------|-----------|------------|
| | 特別加入者数 | 保険料算定基礎額計 | 特別加入者数 | 保険料算定基礎額計 | |
| 給付基礎日額 | 25,000円 | 9,125,000円 | | | |
| | 24,000円 | 8,760,000円 | | | |
| | 22,000円 | 8,030,000円 | | | |
| | 20,000円 | 7,300,000円 | 1 | 5,475,000 | |
| | 18,000円 | 6,570,000円 | | | |
| | 16,000円 | 5,840,000円 | 1 | 4,365,000 | |
| | 14,000円 | 5,110,000円 | | | |
| | 12,000円 | 4,380,000円 | | | |
| | 10,000円 | 3,650,000円 | 1 | 2,737,503 | |
| | 9,000円 | 2,920,000円 | | | |
| | 8,000円 | 2,190,000円 | | | |
| | 7,000円 | 1,460,000円 | | | |
| | 6,000円 | 820,000円 | | | |
| | 5,000円 | 820,000円 | | | |
| | 4,000円 | 1,460,000円 | | | |
| | 3,500円 | 1,277,500円 | | | |
| 小計 | 特別計算以外の者 | 2人 | 6,570,000円 | 2人 | 6,935,000円 |
| | 特別計算の者 | 3人 | 8,151,679円 | 1人 | 2,737,503円 |
| 合計 | | 5人 | 14,721,679円 | 3人 | 9,672,503円 |
| 保険料算定基礎額合計 | ①×② | 14,721 | 千円 | ③×④ | 9,672 |
| 第3種特別加入保険料率 | ⑤ | 1,000分の3 | | ⑥ | 1,000分の3 |
| 保険料額 | ①×⑤ | 44,163 | 円 | ③×⑥ | 29,016 |

上記のとおり報告します。
令和6年〇月〇日

住所 福島市花園町5-46
福島 労働局労働保険特別会計収入徴収官 事業主 株式会社 グローバル商事 代表取締役 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号() 所在地 福島市花園町5-46 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号()

(注) 概算保険料の記載にあたっては、申告書において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これら承認を受けていない見込の者は記載しないこと。確定保険料、概算保険料の上限は特別計算以外の者、下限は特別計算の者を記載すること。

海特様式第2号

| 2023年度 2024年度 | 特別加入者 (派遣者) | 派遣先国名 | 2023年度 | | 2024年度 | | 2024年度 監理番号 |
|------------------|----------------|-------|--------|------|--------|------|----------------|
| | | | 給付基礎日額 | 加入期間 | 給付基礎日額 | 加入期間 | |
| 1 | 福島 一郎 | 中国 | 8,000 | 継続 | 10,000 | 1 | |
| 2 | 平 次郎 | インド | 10,000 | 継続 | 10,000 | 2 | |
| 3 | 佐藤 三郎 | 中国 | 5,000 | 継続 | 9,000 | 3 | |
| 4 | 郡山 四郎 | アメリカ | 16,000 | 継続 | | | |
| 5 | 斎藤 吾郎 | 中国 | 20,000 | 継続 | | | |

上記のとおり報告します。
令和6年〇月〇日

住所 福島市花園町5-46
福島 労働局労働保険特別会計収入徴収官 事業主 株式会社 グローバル商事 代表取締役 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号() 所在地 福島市花園町5-46 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号()

(注) 1. 各欄には、前年度中に特別加入者であった者及び変更時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これら承認を受けていない見込の者は記載しないこと。
2. 派遣先国名は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体の派遣先国名を記載する場合は(注)日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は(注)日本国内の事業から「中小企業の代表者」として派遣されている者の場合は(注)と表示すること。
3. 給付基礎日額区分は、給付基礎日額が前年度(確定)と後年度(概算)が異なる場合は(注)と表示すること。
4. 監理番号は派遣者名簿を毎年1冊より取り出すこと。

| 整理番号 | 特別加入者氏名及び派遣者区分 | ① 給付基礎日額 | ② 算定基礎額 ①×365 | 令和5年度確定 | | 令和6年度概算 | | 加入期間 | 加入月数 | 1月分の保険料算定基礎額 ①×365÷12 端数切り上げ | 特別による保険料算定基礎額 ③×④ |
|-------------|----------------|----------|------------------|---------|-----------|---------|-----------|-------------------------|------|------------------------------------|----------------------|
| | | | | ③ 日額 | ④ 加入期間 | ⑤ 日額 | ⑥ 加入期間 | | | | |
| 1 | 福島 一郎 | 8,000 | 2,920,000 | 8,000 | 2,920,000 | 8,000 | 2,920,000 | 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 | 9 | 304,167 | 2,737,503 |
| 2 | 平 次郎 | 10,000 | 3,650,000 | 10,000 | 3,650,000 | 10,000 | 3,650,000 | 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 | 9 | 304,167 | 2,737,503 |
| 3 | 佐藤 三郎 | 5,000 | 1,825,000 | 5,000 | 1,825,000 | 5,000 | 1,825,000 | 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 | 9 | 151,679 | 1,373,321 |
| 4 | 郡山 四郎 | 16,000 | 5,840,000 | 16,000 | 5,840,000 | 16,000 | 5,840,000 | 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 | 9 | 436,667 | 3,903,333 |
| 5 | 斎藤 吾郎 | 20,000 | 7,300,000 | 20,000 | 7,300,000 | 20,000 | 7,300,000 | 令和6年4月1日 ～令和6年12月31日 | 9 | 608,333 | 5,475,000 |
| 計 | 5人 | | 6,570,000 | | 6,570,000 | | 6,570,000 | | | 608,333 | 5,475,000 |
| 保険料算定基礎額合計 | | ⑧(⑥+⑦) | 14,721 | 千円 | ⑧(⑥+⑦) | 9,672 | 千円 | | | | |
| 第3種特別加入保険料率 | | ⑨ | 3 | / 1000 | ⑨ | 3 | / 1000 | | | | |
| 確定保険料額 | | ⑧×⑨ | 44,163 | 円 | ⑧×⑨ | 29,016 | 円 | | | | |

(注) 派遣者区分は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は(注)日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は(注)日本国内の事業から「中小企業の代表者」として派遣されている者の場合は(注)と表示すること。

団体名称 株式会社 グローバル商事
所在地 福島市花園町5-46
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

(郵便番号) ()
電話 ()-()

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

●特別加入者について、確定・概算それぞれに給付基礎日額に基づく算定基礎額を計算してください。

●算定基礎額は、年間額の年間者、又は特別計算の特別者のいずれかの欄に記入します。加入期間に応じた特別者の算定基礎額は、「特別加入保険料算定基礎額表」を参考にしてください。

※特別加入者が6名以上の場合は、「続紙」を使用してください。

※全ての特別加入者の算定基礎額を合計した後、千円単位として保険料率を乗じて計算してください。

(13) 特別加入者にかかる給付基礎日額の変更手続

特別加入者にかかる給付基礎日額の変更は、年1回（前年度末の3月2日～3月31日または年度更新申告時 ※）のみ変更が行えます。

なお、給付基礎日額の変更には、以下の申請書類が必要です。

| | 前年度末 (3/2～3/31) | 年度更新申告時※ |
|-----------------|--------------------|--|
| 第1種特別加入（中小事業主等） | 給付基礎日額変更申請書 | 給付基礎日額変更申請書 または 保険料・一般拠出金申告書内訳 |
| 第2種特別加入（一人親方等） | 給付基礎日額変更申請書 | 給付基礎日額変更申請書 ※必須 |
| 第3種特別加入（海外派遣） | 給付基礎日額変更申請書 | 給付基礎日額変更申請書 または 第3種特別加入保険料申告内訳名簿 |

※年度更新申告時に給付基礎日額変更申請を行った場合は、変更後の給付基礎日額で加入期間の保険料を負担いただくこととなりますが、給付基礎日額変更の効力は申請日の翌日からとなります。

※特別加入者に対する給付基礎日額変更の意向確認は、前年度末までに終わってください。

■ 特種式2号

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書
(特別加入)

届出種別

労働保険番号

※印の欄に記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 令和 年 月 日

〒 - 電話番号 - 8800

住所 福島県福島市 高倉町 56
 保険加入者の氏名 福島地区建設業安全組合 組合長 安全 一郎
(法人その他の団体のときはその名称及び代表者の氏名)

〒 年 月 日

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。

| ※ 整理番号 | 変更を希望する特別加入者の氏名 | 現在の給付基礎日額 | 今回希望する給付基礎日額 |
|--------|-----------------|-----------|--------------|
| | 鈴木 一郎 | 4,000円 | 8,000円 |
| | 高藤 次郎 | 6,000円 | 4,000円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 縦向きに記入してください。

【注】
 1. 変更を希望する特別加入者が複数おり氏名欄に記載することができない場合は、総額を付して記載すること。
 2. 「保険加入者の氏名」の欄は、記名欄に代えて、自筆による署名をすることが出来る。

申請書の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

※ダウンロードした様式に、直接入力することができます。

※様式ダウンロードページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>労災補償>ダウンロード用(OCR)様式

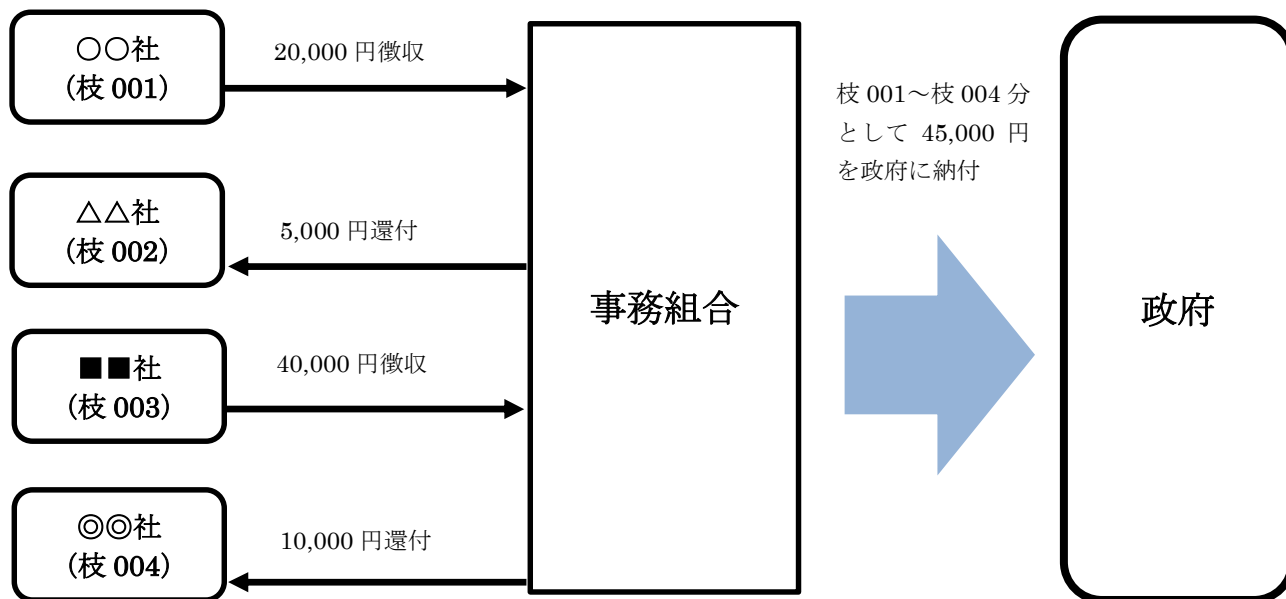
4. 内部処理と滞納充当（内部相殺金）処理について

(1) 内部処理とは

事務組合における保険料等の納付は、①各種資料に基づき、すべての委託事業場にかかる保険料等の徴収額を計算する、②個々の事業場について計算した結果、徴収を要する事業場より保険料等を徴収し、還付を要する事業場に対しては、徴収を要する事業場より徴収した保険料等から還付すべき額を還付する、③②を行った後に、すべての委託事業場分として納付すべき保険料等額を事務組合より納付するといった流れになります。

この流れのうち、②の部分を「内部処理」といいます。

内部処理のイメージ図



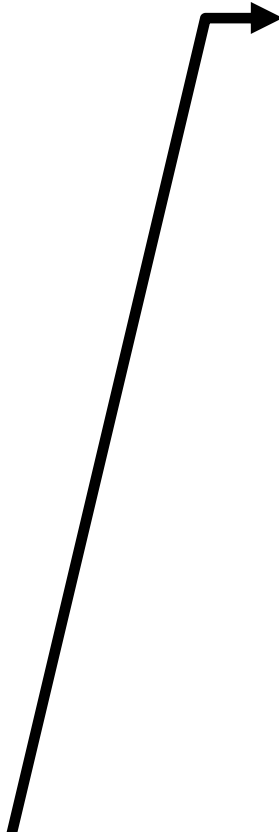
内部処理の具体例

| | 前年度概算 保険料(a) | 納付済額 | 滞納額 | 前年度確定 保険料(b) | (a)-(b) | 今年度 概算保険料 | 期別徴収決定額 | | |
|-------|-----------------|---------|-----|-----------------|----------|--------------|-----------|---------|---------|
| | | | | | | | 1期 | 2期 | 3期 |
| A社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 60,000 | 40,000 | 60,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |
| B社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 120,000 | △ 20,000 | 120,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |
| C社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 80,000 | 20,000 | 80,000 | 26,668 | 26,666 | 26,666 |
| D社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 60,000 | 40,000 | 委託解除 | | | |
| E社 | | | | 新規委託 | | 80,000 | 26,668 | 26,666 | 26,666 |
| 合計 | ① 400,000 | 400,000 | 0 | ② 320,000 | ③ 80,000 | ④ 340,000 | ⑥ 113,336 | 113,332 | 113,332 |
| 政府納入額 | | | | | | ⑤ 260,000 | ⑦ 33,336 | 113,332 | 113,332 |

※事業場ごとに期別の概算保険料を算定した後、各期別の保険料を合計しますので、 $340,000 \div 3 = 1$ 期 113,334円、2期 113,333円、3期 113,333円ではありません。

○例についての解説

- 1 前年度概算保険料の合計 400,000 円 (①) - 前年度確定保険料の合計 320,000 円 (②) = 80,000 円 (③)
- 2 今年度概算保険料の合計 (④) は 340,000 円であるが、1 により生じた余剰額 80,000 円 (③) を充当するため、政府納付額の合計は 340,000 円 - 80,000 円 = 260,000 円 (⑤)
- 3 1 により生じた余剰額は 1 期に充当するため、第 1 期分として政府に納入する金額は、計算上の第 1 期徴収決定額の合計 113,336 円 (⑥) - 80,000 円 (③) = 33,336 円 (⑦)
- 4 各事業場の保険料を計算した結果、各事業場より第 1 期分で徴収する金額は 93,336 円 (⑧)
- 5 4 で集まった⑧の金額より、委託解除となったD社に 40,000 円を還付する (⑨)
- 6 1 期分で集まった金額の残額は、93,336 円 (⑧) - 40,000 円 (⑨) = 53,336 円となるため、1 期分保険料として 33,336 円 (⑦) を納入し、残額の 20,000 円については、第 2 期分で納入すべき保険料 113,332 円 (⑩) の内金として納入する (残額の 93,332 円は、2 期分で集まった金額より納入する)



| 前年度概算からの充当額 | 今年度の要徴収額 | 期別徴収額 | | |
|-------------|----------|----------|--------|---------|
| | | 1 期 | 2 期 | 3 期 |
| 40,000 | 20,000 | 0 | 0 | 20,000 |
| 0 | 140,000 | 60,000 | 40,000 | 40,000 |
| 20,000 | 60,000 | 6,668 | 26,666 | 26,666 |
| 還付40,000 | ⑨ | | | |
| | 80,000 | 26,668 | 26,666 | 26,666 |
| | 300,000 | ⑧ 93,336 | 93,332 | 113,332 |
| | | | | |

※留意事項

内部処理は、全ての委託事業場に滞納のないことが前提となりますので、滞納がある場合には、次ページの滞納充当（内部相殺金）処理を忘れずに行ってください。

(2) 滞納充当（内部相殺金）処理とは

「滞納充当（内部相殺金）処理」とは、保険料等を滞納している事業場が年度更新時または委託解除により、保険料等の確定精算時に還付となる金額が生じた場合、その還付金を事業場に還付するのではなく、保険料等の滞納分に充当する処理のことです。

事務組合の処理において、滞納充当（内部相殺金）処理は内部処理と同様に重要です。滞納充当（内部相殺金）処理の必要性に気付かず事業主に還付した場合、極端な例では、全く納付していない事業場に還付を行うことになりかねないとともに、滞納充当（内部相殺金）処理も還付も行わなかった場合は、事務組合内に不明金が残ることとなります。

いずれの場合でも、徴収室で把握している滞納額と事務組合で把握している滞納額に齟齬が生じることとなりますので、以下の例を参考に適正な処理をお願いします。

※事務組合においては、以下のア・イのいずれかの要件に該当する場合に滞納充当（内部相殺金）処理が必要となります。

ア 年度更新の結果、滞納事業場にかかる前年度確定保険料額が前年度概算保険料額を下回り、かつ、余剰の金額を今年度概算保険料に充当しても、なお余剰金額が生じた場合

イ 滞納事業場が委託解除したことにより確定保険料の精算を行った結果、納付済概算保険料の範囲内の保険料額となり、還付すべき金額が生じた場合

なお、滞納充当（内部相殺金）処理は、基本的に同一の末尾内で行いますので、複数の労働保険番号を持つ滞納事業場については、相互に調整の上で滞納の解消に努めてください。

また、内部相殺金として納入した金額は、納入事業場報告（45 ページ参照）により労働保険徴収室に必ず報告いただきますようお願いします。

※滞納充当（内部相殺金）処理で生じた余剰額・還付額は、納期の新しい期別より充当します。（例：令和 6 年度において、令和 5 年度の各期に滞納額がある場合の充当順は、①3 期、②2 期、③1 期の順番となります。）

滞納充当（内部相殺金）処理の具体例

（アの場合の例）年度更新の結果、滞納事業場にかかる前年度確定保険料額が前年度概算保険料額を下回り、かつ、余剰の金額を今年度概算保険料に充当しても、なお余剰金額が生じた場合

| | 前年度 概算保険料 | 納付済額 | 滞納額 | 前年度 確定保険料 | 今年度 概算保険料 | 前年度概算か らの充当額 | 今年度の 要徴収額 |
|-------|--------------|---------|----------|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| A社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 60,000 | 60,000 | 40,000 | 20,000 |
| B社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 120,000 | 120,000 | 0 | 140,000 |
| C社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 80,000 | 80,000 | 20,000 | 60,000 |
| D社 | ① 100,000 | 40,000 | ④ 60,000 | ② 20,000 | 20,000 | ③ 20,000 | 0 |
| 合計 | ⑤ 400,000 | 340,000 | 60,000 | ⑥ 280,000 | ⑦ 280,000 | | ⑨ 220,000 |
| 政府納入額 | | | | | ⑧ 160,000 | | |

○「アの場合の例」の解説

- D社の前年度概算保険料 100,000 円 (①) - 前年度確定保険料 20,000 円 (②) = 80,000 円
- D社の今年度概算保険料は 20,000 円であるが、1 により生じた余剰額 80,000 円より 20,000 円を充当 (③)

するため、D社から徴収すべき金額は0円

- 3 2の計算の結果、D社に還付すべき金額が60,000円発生するが、D社は前年度概算保険料を滞納していることから、D社に還付することなく滞納額60,000円(④)に充当する。
- 4 一方、保険料の納付は事務組合全体として行うことから、前年度概算保険料の合計400,000円(⑥)－前年度確定保険料の合計280,000円(⑦)＝120,000円
- 5 今年度の概算保険料の合計は280,000円(⑦)であるが、4により生じた余剰額を充当するため、政府に納入する金額は、計算上の概算保険料の合計280,000円－120,000円＝160,000円(⑧)
- 6 各事業場の保険料を計算した結果、各事業場より徴収する金額は220,000円(⑨)
- 7 各事業場より徴収する金額220,000円(⑨)から政府に納入する金額160,000円(⑧)を差し引いても、事務組合内に60,000円(④と同額)残ることから、この金額を内部相殺金として政府に納入する

◎計算上は、D社が支払うべき前年度概算保険料を支払っていないにも関わらず、A社～C社より集まった保険料でD社の滞納分を賄っているように見えますが、前述した内部処理により、D社としては適正な保険料を支払っている形(D社の前年度概算保険料100,000円のうち60,000円は、確定保険料を計算した結果、納付不要となるため取消の後、D社が納付した40,000円より、前年度確定保険料に20,000円、今年度概算保険料に20,000円を繰り入れる形)となるため、事務組合内部に残る60,000円を解消するためには、滞納充当(内部相殺金)処理を行う必要があります。(「イの場合の例」についても同様です)

(イの場合の例) 滞納事業場が委託解除したことにより確定保険料の精算を行った結果、納付済概算保険料の範囲内の保険料額となり、還付すべき金額が生じた場合

| | 前年度 概算保険料 | 納付済額 | 滞納額 | 前年度 確定保険料 | 今年度 概算保険料 | 前年度概算か らの充当額 | 今年度の 要徴収額 |
|-------|--------------|---------|----------|--------------|--------------------------|-----------------|--------------|
| A社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 60,000 | 60,000 | 40,000 | 20,000 |
| B社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 120,000 | 120,000 | 0 | 140,000 |
| C社 | 100,000 | 100,000 | 0 | 80,000 | ③ 80,000 | ⑤ 20,000 | 60,000 |
| D社 | ① 100,000 | 40,000 | ④ 60,000 | ② 20,000 | 還付80,000円→20,000円 (委託解除) | | |
| 合計 | ⑥ 400,000 | 340,000 | 60,000 | ⑦ 280,000 | ⑧ 260,000 | | ⑩ 220,000 |
| 政府納入額 | | | | | ⑨ 140,000 | | |

○「イの場合の例」の解説

- 1 D社の委託解除に伴う前年度概算保険料100,000円(①)－前年度確定保険料20,000円(②)＝80,000円
- 2 1により生じた余剰額80,000円(③)は、滞納がなければ全額還付すべき金額であるが、先に前年度概算保険料の滞納額60,000円(④)に充当する必要があるため、D社に還付できる金額は80,000円－60,000円＝20,000円(⑤)
- 3 一方、保険料の納付は事務組合全体として行うことから、前年度概算保険料の合計400,000円(⑥)－前年度確定保険料の合計280,000円(⑦)＝120,000円
- 4 今年度の概算保険料の合計は260,000円であるが、3により生じた余剰額を充当するため、政府に納入する金額は、計算上の概算保険料の合計260,000円(⑧)－120,000円＝140,000円(⑨)
- 5 各事業場の保険料を計算した結果、各事業場より徴収する金額は220,000円(⑩)
- 6 各事業場より徴収する金額220,000円(⑩)から政府に納入する金額140,000円(⑨)を差し引いても、事務組合内に80,000円(③と同額)残るが、先にD社の滞納分60,000円(④)を解消する必要があることから、60,000円を内部相殺金として政府に納入し、残額の20,000円(⑤と同額)をD社に還付する

5. 年度更新後に発生する各種事務処理

(1) 概算保険料の増額訂正

新規委託等により、新たに保険関係を成立した事業場が生じた場合には、徴収法第15条の規定に基づき概算保険料の申告・納付が必要となりますが、事務組合の場合には、既に申告・納付を行っている概算保険料を増額させる処理となることから、「増額訂正」と呼んでいます。

増額訂正に伴う申告書内訳及び申告書の記入例

増額訂正

年度確定
年度概算

保険料・一般拠出金申告書内

組様式第6号(甲)

| ① 労働 保険 番号 の 枝 番 号 | ② 事業場の名称 | ③ 業 種 | ④ 保 険 関 係 区 分 | ⑤ 労働保険 | | ⑥ 雇用保険 | | ⑦ 確定保険料 (規模区分別) | | ⑧ 一般拠出金 | | ⑨ 申告済概 算保険料 | ⑩ 年度概算保険料 | | | | | | |
|---|---------------------|-------------|---------------------------------|-----------|-------------------|-----------|----------------|-----------------------|------------|------------------|-------------------------|-------------------|--------------|---------------|----------------------|--------|--|--|--|
| | | | | ⑦ 賃金総額 | ⑧ 保険料 (⑦×⑤) | ⑨ 賃金総額 | ⑩ 雇用保 険率 | ⑪ 15人以下 | ⑫ 16人以上 | ⑬ 賃金総額 (※) | ⑭ 一般拠出金額 (⑬×/100) | | ⑮ 労働保険 | ⑯ 雇用保 険 | ⑰ 合 計 (⑮+⑯) | | | | |
| 7 | (株)須賀川ビル清掃 | 9301 | 8 ¹ 専任 労働者 | (-) 4,000 | (-) 5.5 | (-) 2,400 | (-) 9 | (-) 22,000 | (-) 2,400 | 21,600 | 0 | 0 | 0 | 22,000 | 21,600 | 43,600 | | | |
| 8 | コンドミエンス二本松 二本松八郎 | 9801 | 10 ¹ 専任 労働者 | (-) 8,700 | (-) 3 | (-) 3,000 | (-) 9 | (-) 26,100 | (-) 3,000 | 27,000 | 0 | 0 | 0 | 34,311 | 27,000 | 61,311 | | | |
| | | | | | | | | | | 枝7 | 枝8 | 計 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 2期 | 21,800 | 2期 | 21,800 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 3期 | 21,800 | 3期 | 61,311 | 3期 | 83,111 | | | | |
| | | | | | | | | | | 計 | 43,600 | 計 | 61,311 | 計 | 104,911 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (a) | (b) | (c) | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 56,311 | 48,600 | 104,911 | | | | | |

事業場ごとに、以下の期別割り表に基づき期別の概算保険料を算定した後、各期別の保険料を合計します。
※保険料を合計した後で、期別ごとに割り振らないよう留意願います。

成立年月日、成立理由(新規委託、個別より移行、委託替え等)を記入願います。

特別加入者がいる場合は特別加入保険料を含めます。

※⑧(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑤(労働保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

郵便番号 960 - 8589
電話番号(024)-(534) 4121 番

労働保険事務組合の名称 労働保険事務組合 福島労保会 所在地 福島市狐塚17-40
代表者の氏名 労保 進 (事務担当者) 氏名 労保

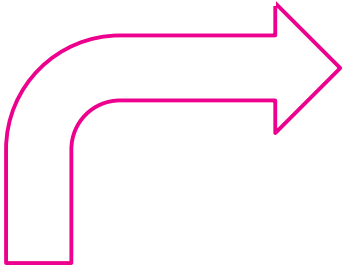
成立日別の増額保険料の期別割り表

| 成立日 | 増額分を割り振る期別(納付額) |
|-------------|--------------------|
| 4月1日～5月31日 | 1期・2期・3期(各期3分の1ずつ) |
| 6月1日～9月30日 | 2期・3期(各期2分の1ずつ) |
| 10月1日～2月28日 | 3期(全額) |
| 3月1日～3月31日 | 確定保険料として年度更新で申告 |

※期別割りの結果、1円または2円の余りが生じる場合は、最も古い期別に繰り入れます。
(成立日が4月1日～5月31日の場合は1期、6月1日～9月30日の場合は2期)

○概算保険料の期別割りは保険関係成立日を基準に決定しますので、遡及成立等で増額訂正申告が遅れた場合でも、左記の期別割りにより申告願います。
※増額訂正申告の締切日は3月5日必着となっていますので、期日までの提出をお願いします。

計算後、各項目を申告書
に転記します。



訳

| 枚のうち | | 枚目 | |
|----------|-----------|-----------------------------------|-------------|
| 第1種特別加入者 | | | |
| 氏名 | 年度の給付基礎日額 | 適用月数 | 年度からの給付基礎日額 |
| 二本松 八郎① | | 1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等 | 10,000 |
| 二本松 智恵子① | | 1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等 | 5,000 |

特別加入保険料は、加入者全ての保険料算定基礎額を計算した後に、1,000円未満を切り捨てます。

労働局用

光子 (3.1)

様式第9号(第24条、第25条、第53条関係)(甲)(1)(表面)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

年 月 日

あて先 〒960-8513
福島市花園町5-46
福島第二地方合同庁舎

福島労働局
労働保険特別会計歳入徴収百歳

3 2 7 0 0

0 7 3 0 1 9 7 5 0 0 0 - 0 0 0

増額訂正

各種区分

申告書及び申告書内訳の余白に「増額訂正」と記入
願います。

訂正前の労働保険料額
+前ページの(c)

訂正前の労災保険料額
+前ページの(a)

訂正前の雇用保険料額
+前ページの(b)

訂正前の労働保険料額
(申告済概算保険料)

前ページの(d)

前ページの(e)

1,289,785 円

104,911 円

21,800 円

83,111 円

別紙のとおり

960-8589 024 534-4121

福島市狐塚17-10

労働保険事務組合 福島労保会

労保 進

- ※新たに保険関係を成立した事業場については、増額訂正のほか、以下の①の書類の提出が必要です。(当該事業場が雇用保険の適用事業所となる場合には、②も必要です)
- ①労働保険関係成立届(事務処理委託届)
 - 提出期限: 保険関係が成立した日から10日以内
 - 提出先: 一元適用事業(末尾0)及び二元適用事業の雇用保険分(末尾2)は、**事務組合の所在地**を管轄するハローワーク
二元適用事業の労災保険分(末尾4、5、6)は、**事務組合の所在地**を管轄する労働基準監督署
 - ②雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届
 - 提出期限: 事業所設置日の翌日から起算して10日以内
 - 提出先: **事業所の所在地**を管轄するハローワーク
 - 提出の際に添付する書類
 - 1)労働保険関係成立届(事業主控)
 - 2)登記事項証明書、事業許可書、不動産契約書等(必要に応じて、事業実在確認のため、追加書類の提出を依頼する場合があります)
 - 3)出勤簿(タイムカード)、賃金台帳、労働者名簿等

(3) 労働保険事務組合報奨金の交付申請

事務組合の最も重要な業務は、事業主からの委託を受けて適正に保険料等を納付していただくことです。

このため、保険料等の納付状況が著しく良好な事務組合に対しては、厚生労働省が定める要件に基づき報奨金（定額・定率分）を交付しています。

また、厚生労働省では、事務組合における委託事業場データのシステム化を促進するため、年度更新時に「保険料・一般拠出金申告書内訳」を電子媒体で提出された場合に、厚生労働省が定める要件に基づき報奨金（電子化分）を交付しています。

報奨金の交付要件（主要部分を抜粋）

○定額・定率分（労働保険料分）

(1) 報奨金算定基準日（原則7月10日）において、確定保険料年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、確定保険料額の合計額の95パーセント以上が納付されていること。

(2) 確定保険料年度の労働保険料（追徴金、延滞金を含む）について、差押えなど滞納処分を受けたことがないこと。

(3) 偽りその他不正な行為により、確定保険料年度の労働保険料（追徴金、延滞金を含む）の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

○電子化分

(1) 申告書内訳（電子）を年度更新期間中に提出していること。

(2) 電子媒体の種類は、DVD、CDであること。

(3) 申告書内訳の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

詳細については、時期が来ましたら当局より別途案内します（9月下旬の予定）が、交付申請書の提出期限は、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令第2条第1項及び第2項の規定により**10月15日（火）**となっていますので、提出期限内での提出をお願いします。

(4) 労働保険事務諸用紙の所要数報告

事務組合が行う事務で使用する諸用紙については、厚生労働省が全国で使用する数を把握の上で、印刷業者に対し作成発注を行っています。

そのため、当局においては厚生労働省からの指示に基づき、当該用紙を使用する前年度の7月を目途に、各事務組合に対し所要数の照会を行っています。（詳細については、時期が来ましたら当局より別途案内します）

なお、事務組合より報告いただいた所要数に基づき、当該用紙を使用する前年度末（3月下旬）までに、当局から諸用紙の発送を行います。

※厚生労働省での諸用紙作成数の都合等で、当局からの配付数を調整させていただく場合があります。（このため、事務組合で報告した数での発送とならない場合もあります）

※当局では用紙の在庫は保有しておらず、年度途中で用紙の不足が生じた場合でも追加配付は行えませんので、使用見込数を考慮の上で所要数の報告をお願いします。

6. このようときは

(1) 委託事業場が保険料等を滞納したとき

委託事業場が、各納期限において保険料等を滞納したときには、提出期限（以下の表のとおり）までに「労働保険料等滞納事業場報告書」を提出する必要があります。

また、保険料等の受払状況を明らかにする「労働保険料等徴収及び納付簿」（様式第 19 号）の納付未済額欄及び督促事項欄等にも、滞納額等の必要事項を記入し、事務組合として適切な管理を図る必要があります。

さらに、個々の滞納事業場にかかる事務組合としての対応状況等を管理するために、「滞納事業場処理経過票」（様式例は 51 ページ、作成例は 45 ページを参照）を任意に作成し、滞納保険料等にかかる事蹟を残すことも重要です。

労働保険料等滞納事業場報告書の記入例

複数の末尾で滞納がある場合は、末尾別に作成してください。

各期の納期限日現在で作成してください。

**一部納付があった場合、「納付すべき保険料等」欄には、当該期別の保険料額を記入してください。
※一部納付後の金額ではありません。**

※滞納している事業場があるにも関わらず本報告書が提出されない場合は、事務組合が滞納しているものとして取り扱いますので、保険料等及び延滞金の納付責任は事務組合に課されることとなります。

※一人親方団体（末尾 8）にかかる滞納事業場報告は、団体の代表者を事業主とみなすため、構成員個人別の滞納額ではなく、団体としての滞納額を報告願います。（なお、構成員個人別の滞納額については事務組合で適切に管理の上で、滞納の早期解消に努めてください）

報告書が 2 枚以上となる場合は、最終の報告書に合計を記入してください。

労働保険料等滞納事業場報告書の提出期限

| 保険料の種別 | 納期限 | 提出期限 |
|----------------------------|------------------|--|
| 確定不足分及び 概算 1 期 一般拠出金 | 令和 6 年 7 月 10 日 | 令和 6 年 7 月 19 日 ※口座振替納付事務組合は 令和 6 年 9 月 13 日 |
| 概算 2 期 | 令和 6 年 11 月 14 日 | 令和 6 年 11 月 22 日 |
| 概算 3 期 | 令和 7 年 2 月 14 日 | 令和 7 年 2 月 21 日 |

滞納事業場処理経過票（任意様式）の作成例

滞納事業場処理経過票

| | | | | | |
|------|---------------|------|-------|--------|--------------------|
| 事業場名 | (株)ハロー環境 | 代表者名 | 平 喜三郎 | 労働保険番号 | 07.3.01-975000-003 |
| 所在地 | いわき市平堂根町4-1-1 | | | 電話番号 | 0246-23-1421 |

| 年月日 | 接触手段等 | 事 蹟 | 担当者 | 確認者 |
|----------|-----------------------|---|-----|-----|
| 〇〇.10.25 | 文書 電話 訪問 その他 | 13時頃事業場に電話、事業主対応。資金繰りが厳しく、すぐの納付は困難との申立あり。払わなければならないことは理解しているので、来月まで待ってほしいとのこと。 | 〇〇 | ▲▲ |
| 〇〇.11.22 | 文書 電話 訪問 その他 | 9時頃に事業場を訪問。事業主は出かけていて不在のため、事業主の妻対応。自分は手伝い程度にしか事業に携わっていないため、詳細はよく分からない。本日訪問した趣旨については事業主に伝えるとのこと。 | △△ | ▲▲ |
| 〇〇.12.7 | 文書 電話 訪問 その他 | 滞納となっている30年度確定保険料516,888円のうち、150,000円が労働保険料特別会計口座に振込されていることを確認。本日政府に納入処理を行った。 | 〇〇 | ▲▲ |

(2) 滞納事業場から保険料等の納付を受けたとき

既に「労働保険料等滞納事業場報告書」により報告している滞納事業場から、保険料等の納付を受けた際には、事務組合は当該保険料等を早急に政府に納入することはもちろんですが、「労働保険料等納入事業場報告書」により、1ヵ月分を取りまとめの上で翌月10日までに報告する必要があります。

労働保険料等納入事業場報告書の記入例

複数の末尾で滞納がある場合は、末尾別に作成してください。

徴定年度、徴定区分ごとに記入してください。

労働保険料等を金融機関に納付した年月日を記入してください。

納付先の金融機関の名称を、支店名まで記入してください。

滞納事業場の委託解除等により滞納額が減額となる場合にも、報告が必要です。
※減額訂正による滞納額の減額は「減額訂正」、滞納充当による減額は「滞納充当」と朱書きしてください。

報告書が2枚以上となる場合は、最終の報告書に合計を記入してください。

(3) 1年以上にわたり保険料等が滞納となっているとき

労働保険料等について、徴収または還付を受ける権利は、徴収法第41条第1項の規定により2年を経過した場合はその権利が時効により消滅します。したがって、1年以上にわたり保険料等が滞納となっている事業場に対しては、保険料等債権の保全を図るとともに、滞納保険料等の計画的な納入を促すため、「債務承認書・納入誓約書（計画書）」（様式は52ページのとおり）を必ず徴してください。これにより、徴収法第41条第2項に定める時効の更新の効力を生じることとなります。

債務承認書・納入誓約書（計画書）の作成例

**債務承認書
納入誓約書（計画書）**

貴局より、再三にわたり労働保険料一般拠出金を納入の督促をうけておりますが、下記の労働保険料等につきましては、その債務の存在を承認します。また、下記納入計画のとおり最寄りの日本銀行蔵入代理店もしくは郵便局に納入することを誓約いたします。

記

1. 滞納保険料

| 労働保険番号 | 年度 | 期別 | 労働保険料額 | 一般拠出金額 | 追徴金額 | 延滞金額 |
|--------------------|----|----|-----------|--------|------|-------|
| 07.3.01.975000-003 | 30 | 3期 | | | | 2,500 |
| | | 1期 | 150,000 | 1,208 | | |
| | | 2期 | 328,166 | | | |
| | 2 | 3期 | 328,166 | | | |
| | | 1期 | 328,666 | | | |
| | | 2期 | 190,222 | | | |
| 合 計 | | | 1,323,220 | 1,208 | 0 | 2,500 |

※保険料を完納した場合、納期限の翌日から納付の前日までに、法で定める率の延滞金が加算されます。

2. 納入計画

| 誓約納付年月日 | 年度 | 期別 | 労働保険料額 | 一般拠出金額 | 追徴金額 | 延滞金額 |
|---------|----|----|-----------|--------|------|-------|
| 〇〇年〇月末日 | | | 100,000 | 1,208 | | 2,500 |
| 〇〇年×月末日 | | | 200,000 | | | |
| 〇〇年△月末日 | | | 200,000 | | | |
| 〇〇年◇月末日 | | | 200,000 | | | |
| 〇〇年□月末日 | | | 200,000 | | | |
| 〇〇年◎月末日 | | | 200,000 | | | |
| 〇〇年▽月末日 | | | 223,220 | | | |
| 合 計 | | | 1,323,220 | 1,208 | 0 | 2,500 |

〇〇年 〇月 〇日

所在地 いわき市平堂根町4-11
 名称 株式会社 ハロ一環境
 事業主名 代表取締役社長 平 喜三郎

蔵入徴収官
 福島労働局長 殿

記載された日付が時効更新日となるため、日付は必ず事業主に記入してください。

作成にあたっての留意事項

(1) 本様式は3枚1組で使用し、1枚目を労働保険徴収室に送付いただくとともに、2枚目を事務組合控、3枚目を事業主控としてください。

(2) 滞納保険料欄に、現在滞納として残っている保険年度、期別及び滞納額を記入します。

(3) 納入計画欄は、事業主に記入させることとなりますが、滞納の早期解消を図る観点からも、原則として、滞納が生じた年度内に滞納額を完納できる計画としてください。

(4) 1年間経過後も滞納保険料が完納とならない場合には、事業主に対しあらためて債務承認書・納入誓約書（計画書）を徴した上で、滞納残額の早期解消を図る観点で納入計画等の見直しを行ってください。（再徴取は、完納となるまで繰り返し行います。）

※滞納保険料の時効が完成してしまうことのないよう、滞納事業場に対する債務承認書の管理は適切をお願いします。

※一人親方団体（末尾8）にかかる滞納保険料の債務者は、団体の代表者となりますので、債務承認書は団体の代表者に記入を求めてください。

なお、滞納保険料の督促や差押えといった滞納処分は、団体の代表者に対し行われることとなりますので、留意願います。

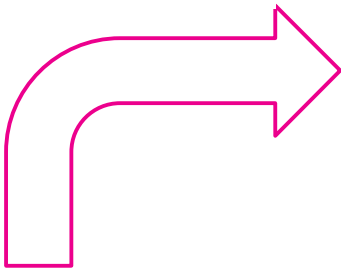
(4) 事業主が行方不明等となったとき

委託事業主と事務組合の間には、事務委託書に記載の委託契約関係が存在することから、事務処理委託の解除はいずれかからの申し出に基づき行われるものですが、事業主が行方不明となり連絡が取れなくなることや、破産・倒産等の事態に陥る事業場が発生することもあります。

委託事業主に上記の状況が発生し、滞納額を残したまま委託解除となる場合には、53ページの「滞納事業場にかかる現況報告書」を、すみやかに労働保険徴収室に提出いただきますようお願いいたします。（委託解除届は、事務組合管轄のハローワークまたは労働基準監督署に提出願います。（42ページ参照））

※「滞納事業場にかかる現況報告書」及び委託解除届の提出にあたっては、事業場への電話確認のほか、文書督促及び事業場所在地への訪問調査を実施するなど、事務組合として対応し得る事項を必ず行った上で提出をお願いします。

計算後、各項目を申告書
に転記します。



訳

枚のうち 枚目

| 第1種特別加入者 | | | | | |
|----------|-----------|------|-----------------------------------|-------------|------|
| 氏名 | 年度の給付基礎日額 | 適用月数 | 区分 | 年度からの給付基礎日額 | 適用月数 |
| 福島 史郎 | 5,000 | 12 | 1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等 | | |
| 福島 史郎 | 5,000 | 12 | 1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等 | | |

特別加入者がいる場合には、忘れずに記入願います。

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 労働保険番号B (労働保険番号A と同一のもの) | 07301975000 |
|--------------------------------|-------------|

労働局用

光子

(3.1)

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表欄)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

年 月 日

あて先 〒960-8513
福島市花園町 5-46
福島第二地方合同庁舎

福島労働局
労働保険特別会計歳入徴収百歳

確定修正

申告書及び申告書内訳の余白に「確定修正」と記入願います。

修正前の労働保険料額 + 前ページの (c)

修正前の労災保険料額 + 前ページの (a)

修正前の雇用保険料額 + 前ページの (b)

修正前の一般拠出金額 + 前ページの (d)

修正前の労働保険料額 (申告済確定保険料)

「概算保険料」は、それぞれ「確定保険料」と読み替えます

前ページの (c)

前ページの (d)

1,486,254

14,400

24

別紙のとおり

事業又は作業の種類 福島市狐塚17-10

労働者番号 960-8589 雇用者番号 024 534-4121

業名 (ロ) 名称 労働保険事務組合 福島労保会

主名 (ハ) 氏名 労保 進

※確定修正（再確定）の結果、遡及して雇用保険の資格取得が必要な場合には、雇用保険被保険者資格取得届をすみやかに提出してください。

- 提出先：事業所の所在地を管轄するハローワーク
 - 添付書類：取得日及び賃金支払の状況等を確認できる書類（出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、労働者名簿等）
- ※この他の確認書類の提出を求められる場合がありますので、詳細については、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

※提出がなされないと、当該者の雇用保険受給等に際し不利益が生じる場合がありますので、忘れずに手続きしてください。

（６）労働保険事務組合の事務担当者等の変更があったとき

事務組合は、「事務組合認可申請書」及びその添付書類（事務処理規約等）に記載した事項に変更が生じた場合には、その届出が必要となります。また、事務組合の認可基準のひとつとして「労働保険事務（労働保険料の申告・納付、諸届の提出、帳簿の備え付け等）を確実にを行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること」が定められています。

したがって、以下の①～④の事項に変更が生じた場合には、変更のあった日の翌日から 14 日以内に「労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届」（組様式第 2 号：3 枚 1 組）を、事務組合の所在地を管轄するハローワーク（**末尾 5・6 のみ取り扱いの認可を受けている事務組合は、事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署**）を経由の上で提出する必要があります。

「労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届」（組様式第 2 号）の提出が必要な場合

- ①事務組合の名称又は所在地を変更した場合
- ②事務組合の代表者又は事務総括者に変更となった場合（**経歴書（任意様式）の添付が必要**）
 - ※経歴書には、以下の事項を必ず記載してください。
 - 1) 現在の職名
(例) 株式会社〇〇工業代表取締役社長、社会保険労務士、〇〇商工会経営指導員 など
 - 2) 主な経歴
最終学歴及び主な職歴（概略で差し支えありませんが、労働保険事務に関するものは必須）
 - 3) 社会保険労務士資格又は労働保険事務等に従事した経験等
- ③事務組合の事務担当者に変更となった場合
- ④事務処理規約等（労働保険料専用口座の変更を含む）を変更した場合（**変更後の事務処理規約等（写し）の添付が必要**）
 - ※添付書類は 2 部（事務組合控に受付印が必要な場合は 3 部）準備願います。

（７）労働保険事務組合の 1 事業年度が終了したとき

事務組合は、認可時の遵守事項として「総会等の議決機関に報告した労働保険料等の徴収・納付状況に関する書類を毎年届出ること」が定められています。

したがって、事務組合の 1 事業年度が終了した際には、総会等の議決機関を開催（母体団体で開催する総会や総代会との併催でも可）の上で、議決機関に毎事業年度の事業計画、事業報告書及び収支予算、収支決算を報告・提案し、その承認された内容（具体的には、議案書等の報告・提案内容が確認できる資料及び承認されたことが確認できる議事録の写し）を、事務組合の所在地を管轄するハローワーク（**末尾 5・6 のみ取り扱いの認可を受けている事務組合は、事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署**）を経由の上で、すみやかに提出いただきますようお願いします。

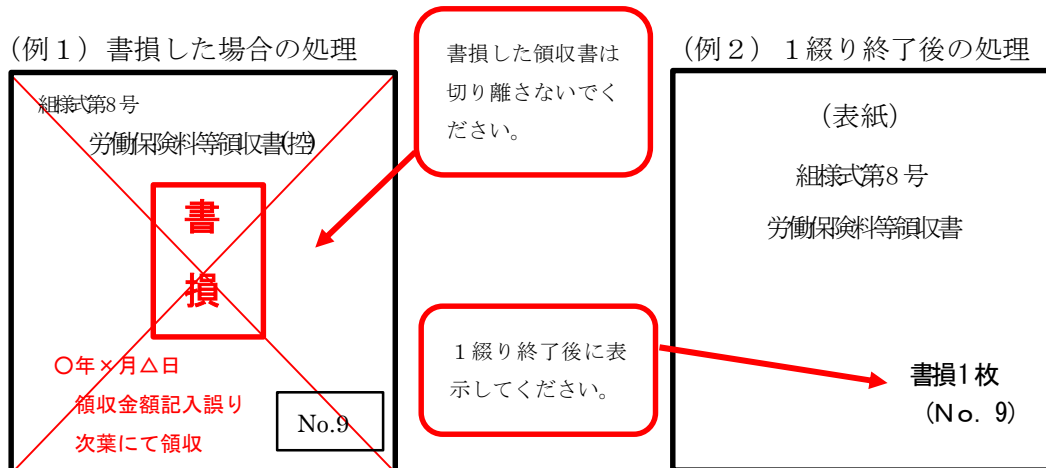
※提出書類は 2 部（事務組合控に受付印が必要な場合は 3 部）準備願います。

※正当な理由なく提出されない場合、当局より督促するとともに、事務組合への事務指導を行う場合があります。

(8) 労働保険料等領収書の記入を誤ったとき

労働保険料等領収書に記入する領収金額及び領収年月日は、労働保険料等の徴収に際し特に重要な事項であることから、その訂正はできません。領収金額及び領収年月日の記入を誤った場合は、以下により処理してください。

- ①書損した領収書は切り離さず、事務組合控と事業主交付用の2枚とも赤斜線(×印)を引き、「書損」と表示する。余白には理由(「領収金額記入誤り」など)及び書損後の経過(「次葉にて領収」など)を朱書で記入する。(例1)
- ②領収書の1綴りが終了した後に、「書損〇枚 No. 〇(書損した領収書の一連番号)」と表示する。(例2)



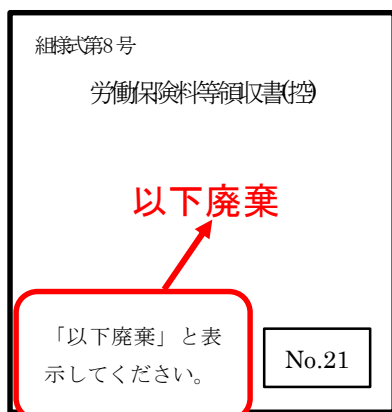
(9) 労働保険料等領収書の一部が未使用となったとき

年度が終了し、使用していた労働保険料等領収書の一部が未使用となった場合には、不正使用防止の観点から、適切に廃棄処理を行う必要があります。未使用部分については、以下により廃棄処理を行ってください。

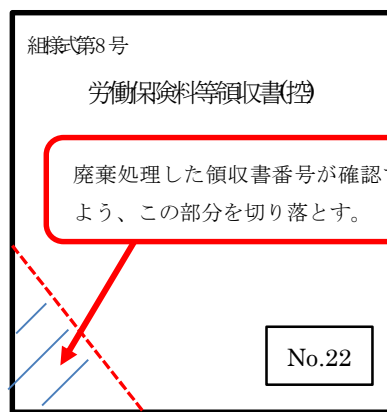
※領収書は、年度を跨ぐことなく単年度の使用としてください。なお、廃棄処理後の領収書については、事務処理規約に基づき、翌年度の初日から起算して3年間保存願います。

- ①未使用の領収書の1枚目に、「以下廃棄」と表示する。(例1)
- ②未使用の領収書の2枚目以降を、廃棄処理した領収書番号が分かるように、左方を斜めに切り落とす。(例2)
- ③表紙には、廃棄した領収書枚数及び領収書の一連番号を表示する。(例3)

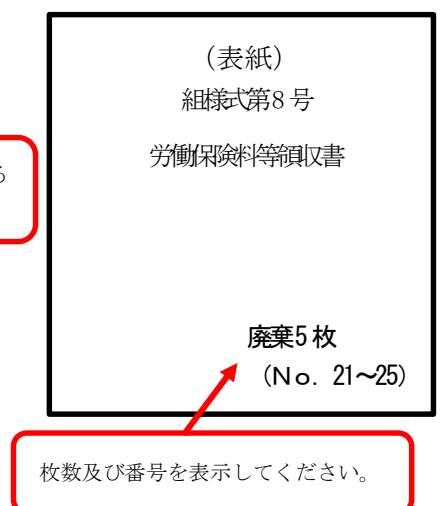
(例1) 廃棄する領収書の1枚目



(例2) 2枚目以降の処理



(例3) 表紙への表示



債 務 承 認 書 納 入 誓 約 書 (計 画 書)

貴局より、再三にわたり 労働保険料 一般拠出金 納入の督促をうけておりますが、下記の労働保険料等につきましては、その債務の存在を承認します。また、下記納入計画のとおり最寄りの日本銀行歳入代理店もしくは郵便局に納入することを誓約いたします。

記

1. 滞納保険料

| 労働保険番号 | 年 度 | 期 別 | 労働保険料額 | 一般拠出金額 | 追徴金額 | 延滞金額 |
|--------|-----|-----|--------|--------|------|------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※保険料を完納した場合、納期限の翌日から納付の前日までについて、法で定める率の延滞金が加算されます。

2. 納入計画

| 誓約納付年月日 | 年 度 | 期 別 | 労働保険料額 | 一般拠出金額 | 追徴金額 | 延滞金額 |
|---------|-----|-----|--------|--------|------|------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

年 月 日

所 在 地
名 称
事業主名

歳入徴収官
福島労働局長殿

滞納事業場にかかる現況報告書

報告日 年 月 日

労働保険事務組合名

報告者氏名

○滞納事業場名

○滞納となっている労働保険番号（複数ある場合は全て記入）

○事務組合における「債務承認書・納入誓約書（計画書）」の徴取の有無（いずれかに○印）

有 →事務組合で徴取した「債務承認書・納入誓約書（計画書）」の写しを添付
無

○滞納事業場の現況等について

1 主な事業内容

2 滞納額 ※労働保険料・一般拠出金の別、納期別ごとに記入願います。

3 滞納となってからの事業主等への接触状況

※接触日時、接触方法（文書送付・電話・直接訪問等）、接触の結果等を記入願います。

※接触状況が確認できる資料（滞納事業場処理経過票等）を作成している場合は、資料の写しを添付願います。

4 委託解除後の事業継続等の状況（①～③のいずれかに○印）

※①・②の場合は、引き続き事務組合において事業主との接触を図った上で、滞納の早期解消をお願いします。

①事業継続中 ⇒労働者の雇用：あり・なし

②現在事業は行っていないが、事業主との接触は可能

③事業は行っておらず、事業主との接触も困難

⇒理由：事業主が行方不明・破産手続開始・会社更生法適用・その他（ ）

※理由を確認できる資料等がありましたら、資料の写しを添付願います。

5 事務組合で把握しているその他の情報及び今後の対応

※事業主の携帯電話番号及び自宅住所、事業主と比較的接触しやすい時間帯・曜日、店舗の定休日など

※上記の情報以外でも、事務組合で把握している情報がありましたら、幅広く記入願います。

※事務組合での今後の対応を記入願います。

~MEMO~

福島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

福島労働局 総務部 労働保険徴収室 適用第一係（事務組合の適用関係・各種事務等担当）

〒960-8513

福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 4 階

TEL 024-536-8800

徴収係（事務組合の債権管理・督促等担当）

TEL 024-536-4608

適用第二係（個別事業の適用関係・各種事務等担当）

TEL 024-536-4607

収納係（個別事業の債権管理・収納等担当）

TEL 024-536-4608

| 所掌番号 | 監督署名 | 郵便番号 所在地 | 電話番号 | 管轄地域 |
|-------|------|---|--------------|-------------------------------------|
| 07101 | 福島 | 960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階 | 024-536-4613 | 福島市、二本松市、伊達市 伊達郡、相馬郡（飯館村） |
| 07102 | 郡山 | 963-8071 郡山市富久山町久保田愛宕 78-1 ヨークベニマル善宝池総合トレーニングセンター 2 階 | 024-922-1378 | 郡山市、田村市、本宮市 安達郡、田村郡 |
| 07103 | いわき | 970-8026 いわき市平堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階 | 0246-23-2258 | いわき市 |
| 07104 | 会津 | 965-0803 会津若松市城前 2-10 | 0242-88-3458 | 会津若松市、大沼郡、河沼郡、南会津郡 耶麻郡（猪苗代町・磐梯町） |
| 07105 | 須賀川 | 962-0834 須賀川市旭町 204-1 | 0248-75-3519 | 須賀川市、岩瀬郡、石川郡 |
| 07106 | 白河 | 961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 5 階 | 0248-24-1391 | 白河市、西白河郡、東白川郡 |
| 07107 | 喜多方 | 966-0896 喜多方市諏訪 91 | 0241-22-4211 | 喜多方市、耶麻郡（西会津町・北塩原村） |
| 07108 | 相馬 | 976-0042 相馬市中村桜ヶ丘 68 | 0244-36-4175 | 相馬市、南相馬市、相馬郡（新地町） |
| 07109 | 富岡 | 979-1112 双葉郡富岡町中央 2-104 | 0240-22-3003 | 双葉郡 |

| 所掌番号 | 安定所名 (ハローワーク) | 郵便番号 所在地 | 電話番号 | 管轄地域 |
|-------|------------------|---|--------------|-------------------------------------|
| 07301 | 福島 | 960-8589 福島市狐塚 17-40 | 024-534-4121 | 福島市、伊達市、伊達郡 |
| 07302 | いわき | 970-8026 いわき市平堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 1 階 | 0246-23-1421 | いわき市のうち、小名浜出張所・勿来出張所の管轄を除く区域 |
| | 小名浜 | 971-8111 いわき市小名浜大原六反田 65-3 | 0246-54-6666 | いわき市のうち、泉町・江名・折戸・小名浜・鹿島町・中之作・永崎・渡辺町 |
| | 勿来 | 974-8212 いわき市東田町 1-28-3 | 0246-63-3171 | *以下のとおり |
| 07303 | 会津若松 | 965-0877 会津若松市西栄町 2-23 | 0242-26-3333 | 会津若松市、大沼郡、河沼郡 耶麻郡（猪苗代町・磐梯町） |
| | 南会津 | 967-0004 南会津郡南会津町田島行司 12 | 0241-62-1101 | 南会津郡 |
| | 喜多方 | 966-0853 喜多方市千疋 8374 | 0241-22-4111 | 喜多方市、 耶麻郡（猪苗代町・磐梯町を除く） |
| 07304 | 郡山 | 963-8609 郡山市方八町 2-1-26 | 024-942-8609 | 郡山市、田村市、田村郡 |
| 07305 | 白河 | 961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階 | 0248-24-1256 | 白河市、西白河郡、東白川郡 |
| 07306 | 須賀川 | 962-0865 須賀川市妙見 121-1 | 0248-76-8609 | 須賀川市、岩瀬郡、石川郡 |
| 07308 | 二本松 | 964-0906 二本松市若宮二丁目 162-5 | 0243-23-0343 | 二本松市、本宮市、安達郡 |
| 07312 | 相双 | 975-0032 南相馬市原町区桜井町 1-127 | 0244-24-3531 | 南相馬市、相馬郡（飯館村） |
| | 相馬 | 976-0042 相馬市中村 1-12-1 | 0244-36-0211 | 相馬市、相馬郡（新地町） |
| | 富岡 | 970-1111 双葉郡富岡町小浜大膳町 109-1 | 0240-22-3121 | 双葉郡 |

*ハローワーク勿来の管轄地域：いわき市のうち植田町・中岡町・後田町・仁井田町・高倉町・江畑町・添野町・石塚町・東田町・佐糖町・岩間町・金山町・小浜町・錦町・勿来町・川部町・沼部町・瀬戸町・三沢町・山玉町・山田町・富津町・遠野町・田人町